

法令等の一部改正に係る「貸金業関係法令集 第6版」新旧対照表

(※下線部分は変更箇所)

頁	場所	本文の表記	改正後の表記
貸金業法施行規則			
P213	3 段目 6 行目	当該都道府県の公報によるものとする。	当該都道府県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法によるものとする。
P295	3 段目 23 行目	二 <u>財団法人日本産業協会(大正七年二月二十六日に財団法人国産奨励会という名称で設立された法人をいう。)</u> が付与する	二 <u>一般財団法人日本産業協会</u> が付与する
貸金業法施行規則附則(抄)			
P353	3 段目最終行	<新設> <新設>	附 則[平成二五年四月一日内閣府令第二二号] <u>この府令は、公布の日から施行する。</u> 附 則[平成二五年七月一日内閣府令第四三号] <u>この府令は、公布の日から施行する。</u>
金融分野における個人情報保護に関するガイドライン			
P414	3 段目 25 行目	第9条第 1 項	第8条第 1 項
P418	1 段目 37 行目	第9条第 2 項	第8条第 2 項
消費者契約法			
P480	1 段目 13 行目	<u>第五十八条の四から第五十八条の九まで</u>	<u>第五十八条の十八から第五十八条の二十四まで</u>
P485	3 段目 25 行目	<u>第五十八条の四から第五十八条の九まで</u>	<u>第五十八条の十八から第五十八条の二十四まで</u>
P485	3 段目 28 行目	関連商品の販売を行う者又は業務提供誘引販売業を行う者(同法第五十八条の七第二項の規定による差止請求に係る訴えにあっては、勧誘者)の行為	関連商品の販売を行う者、 <u>業務提供誘引販売業を行う者又は購入業者</u> (同法第五十八条の二十一第二項の規定による差止請求に係る訴えにあっては、勧誘者)の行為
P487	3 段目最終行	<新設>	附 則[平成二四年八月二二日法律第五九号抄] (<u>施行期日</u>) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。[後略]

消費者契約法施行規則			
P490	2 段目 16 行目	ロ 財団法人日本産業協会が	ロ 一般財団法人日本産業協会が
P492	1 段目 18 行目	法第十二条、不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号)第十条又は特定商取引に関する法律(昭和三十七年法律第五十七号)第五十八条の四から第五十八条の九までに規定する	<削除>
P494	3 段目最終行	<新設>	附 則[平成二五年二月八日内閣府令第三号] この府令は、特定商取引に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成二十五年二月二十一日)から施行する。
貸金業者向けの総合的な監督指針			
P496	1 段目本文 15 行目	Ⅱ-2-4 本人確認、疑わしい取引の届出……501	Ⅱ-2-4 取引時確認、疑わしい取引の届出……501
P45 P499	4 段目 37 行目 2 段目 4 行目	(Ⅱ-2-8 貸金業務取扱主任者を参照)。	(Ⅱ-2-9 貸金業務取扱主任者を参照)。
P48 P499	4 段目 20 行目 3 段目 38 行目	※ 指定信用情報機関により提供を受けた信用情報についてはⅡ-2-13(1)②ロ.gを参照。	※ 指定信用情報機関から提供を受けた信用情報(法第2条第13項に規定する信用情報をいう。以下同じ。)についてはⅡ-2-14(1)③を参照。
P53 P501	4 段目 35 行目 1 段目 19 行目	<新設>	Ⅱ-2-4 システムリスク管理態勢 システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備若しくはコンピュータが不正に使用されることにより、資金需要者等又は貸金業者が損失を被るリスクをいう。 仮に、貸金業務をコンピュータシステムを用いて大量に処理する貸金業者においてシステム障害が発生した場合は、資金需要者等の社会経済生活等に影響を及ぼすおそれがあるほか、その影響は単に一貸金業者にとどまらないことから、システムが安全かつ安定的に稼働することは、これらの貸金業者の信頼を確保するための大前提であり、システムリスク管理態勢の充実強化は極めて重要である。 (注)ここでいう「貸金業務」とは、金銭の交付・債権の回収(弁済の受領)、貸付けに係る契約の締結、返済能力調査、帳簿の作成、個人信用情報の登録等を含み、貸金業務をコンピュータシステムを用いて大量に処理する貸金業

者(以下Ⅱ-2-4において単に「貸金業者」という。)としては以下のようなものが想定される。

・自社において自動契約受付機又は現金自動設備を設置している貸金業者
・受払等業務委託先(銀行、長期信用銀行、協同組織金融機関及び株式会社商工組合中央金庫を含む。以下Ⅱ-2-4において同じ。)と自動契約受付機又は現金自動設備をの利用提携をしている貸金業者

なお、以下の各着眼点に記述されている字義どおりの対応が貸金業者においてなされていない場合にあっても、当該貸金業者の規模、貸金業務の処理におけるコンピュータシステムの占める役割などの特性からみて、資金需要者等の保護の観点から、特段の問題がないと認められれば、不適切とするものではない。

(1) 主な着眼点

システムリスク管理態勢の検証については、貸金業者の業容に応じて、例えば以下の点に留意して検証することとする。

① システムリスクに対する認識等

イ. システムリスクについて経営陣をはじめ、役職員がその重要性を十分認識し、定期的なレビューを行うとともに、全社的なシステムリスク管理の基本方針が策定されているか。

ロ. 経営陣は、システム障害の未然防止と発生時の迅速な復旧対応について、経営上の重大な課題と認識し、態勢を整備しているか。

ハ. 経営陣は、システムリスクの重要性を十分に認識した上で、システムを統括管理する役員を定めているか。なお、システム統括役員は、システムに関する十分な知識・経験を有し業務を適切に遂行できる者であることが望ましい。

ニ. 経営陣は、システム障害発生等の危機時において、果たすべき責任やとるべき対応について具体的に定めているか。

また、自らが指揮を執る訓練を行い、その実効性を確保しているか。

			<p>② システムリスク管理態勢</p> <p>イ. <u>経営陣は、システムリスクが顕在化した場合、資金需要者等や自社の貸金業務に影響を与える可能性があるほか、指定信用情報機関を通じて他の貸金業者の貸金業務にも影響を与える可能性があることを踏まえ、システムリスク管理態勢を整備しているか。</u></p> <p>ロ. <u>システムリスク管理の基本方針には、セキュリティポリシー（組織の情報資産を適切に保護するための基本方針）及び外部委託先に関する方針が含まれているか。</u></p> <p>ハ. <u>システムリスク管理態勢の整備に当たっては、その内容について客観的な水準が判定できるものを根拠としているか。</u></p> <p>また、<u>システムリスク管理態勢については、システム障害等の把握・分析、リスク管理の実施結果や技術進展等に応じて、不断に見直しを実施しているか。</u></p> <p>③ システムリスク評価</p> <p>イ. <u>システムリスク管理部門は、リスクが顕在化した場合、資金需要者等や自社の貸金業務に影響を与える可能性があるほか、指定信用情報機関を通じて他の貸金業者の貸金業務にも影響を与える可能性があることを踏まえ、定期的に又は適時にリスクを認識・評価しているか。</u></p> <p>また、<u>洗い出したリスクに対し、十分な対応策を講じているか。</u></p> <p>ロ. <u>システムリスク管理部門は、例えば1日当たりの取引可能件数などのシステムの制限値を把握・管理し、制限値を超えた場合のシステム面・事務面の対応策を検討しているか。</u></p> <p>ハ. <u>新商品の導入時又は商品内容の変更時には、ユーザー部門はシステムリスク管理部門と連携しているか。また、システムリスク管理部門はシステム開発の有無にかかわらず、関連するシステムの評価を実施しているか。</u></p> <p>④ 安全対策の整備</p> <p>イ. <u>安全対策の基本方針が策定されているか。</u></p>
--	--	--	---

			<p>ロ. <u>定められた方針、基準及び手順に従って安全対策を適正に管理する安全管理者を設置しているか。安全管理者は、システム、データ、ネットワークの管理態勢を統括しているか。</u></p> <p>ハ. <u>外部委託先等が占有管理する端末機等(入出力装置等を含む。)については、コンピュータシステムの事故防止対策、不正使用防止対策、不正アクセス防止対策、資金需要者等のプライバシー保護対策が施されているか。</u></p> <p>⑤ <u>システム企画・開発・運用管理</u></p> <p>イ. <u>現行システムに内在するリスクを継続的に洗い出し、その維持・改善のための投資を計画的に行っているか。</u></p> <p><u>なお、システムの企画・開発に当たっては、経営戦略の一環としてシステム戦略方針を明確にした上で、経営陣の承認を受けた中長期の開発計画を策定することが望ましい。</u></p> <p>ロ. <u>開発案件の企画・開発・移行の承認ルールが明確になっているか。</u></p> <p>ハ. <u>開発プロジェクトごとに責任者を定め、開発計画に基づき進捗管理されているか。</u></p> <p>ニ. <u>システムの企画・開発に当たっては、当該システムの機能が法令の規定に沿ったものとなっているか、法令に基づく手続に不備はないか等を検証しているか。</u></p> <p>ホ. <u>システム開発に当たっては、テスト計画を作成し、ユーザー部門も参加するなど、適切かつ十分にテストを行っているか。</u></p> <p>ヘ. <u>現行システムの仕組みに精通し、システム企画・開発・運用管理について専門性を持った人材を確保しているか。</u></p> <p><u>なお、現行システムの仕組み及び開発技術の継承並びに専門性を持った人材の育成のための具体的な計画を策定し、実施することが望ましい。</u></p> <p>⑥ <u>システム監査</u></p> <p>イ. <u>システム部門から独立した内部監査部門において、システムに精通し</u></p>
--	--	--	--

			<p><u>た監査要員による定期的なシステム監査が行われているか。</u></p> <p><u>(注)外部監査人によるシステム監査を導入する方が監査の実効性があると考えられる場合には、内部監査に代え外部監査を利用して差し支えない。</u></p> <p><u>ロ. 監査の対象はシステムリンクに関する業務全体をカバーしているか。</u></p> <p><u>ハ. システム監査の結果は、適切に経営陣に報告されているか。</u></p> <p><u>⑦ 外部委託管理</u></p> <p><u>イ. 外部委託先(システム子会社を含む。)の選定に当たり、選定基準に基づき評価、検討のうえ、選定しているか。</u></p> <p><u>ロ. 外部委託契約において、外部委託先との役割分担・責任、監査権限、再委託手続、提供されるサービス水準等を定めているか。</u></p> <p><u>ハ. システムに係る外部委託業務について、リスク管理が適切に行われているか。</u></p> <p><u>特に、外部委託先が複数の場合、管理業務が複雑化することから、より高度なリスク管理が求められることを十分認識した体制となっているか。</u></p> <p><u>システム関連事務を外部委託する場合についても、システムに係る外部委託に準じて、適切なリスク管理を行っているか。</u></p> <p><u>ニ. 外部委託した業務について、委託元として委託業務が適切に行われていることを定期的にモニタリングしているか。</u></p> <p><u>また、外部委託先任せにならないように、例えば委託元として要員を配置するなどの必要な措置を講じているか。</u></p> <p><u>さらに、外部委託先における資金需要者等に係るデータの運用状況を、委託元が監視、追跡できる態勢となっているか。</u></p> <p><u>ホ. 重要な外部委託先に対して、内部監査部門又はシステム監査人等による監査を実施しているか。</u></p> <p><u>ヘ. 受払等業務委託先についても、システムに係る外部委託先に準じて、適切な管理を行っているか。</u></p>
--	--	--	---

			<p><u>特に、受払等業務委託先がシステムの更改を行う場合について、当該受払等業務委託先と自社の双方において、適切なシステム上の対応がなされているかを十分に評価・確認し、必要に応じて、当該受払等業務委託先に対して適切な対応を求めるなどの対応がなされているか。</u></p> <p>⑧ <u>データ管理態勢</u></p> <p>イ. <u>データについて機密性等の確保のため、データ管理者を置いているか。</u></p> <p>ロ. <u>データ保護、データ不正使用防止、不正プログラム防止策等について適切かつ十分な管理態勢を整備しているか。</u></p> <p>ハ. <u>定期的に、データのバックアップを取るなど、データが毀損した場合に備えた措置を取っているか。</u></p> <p>ニ. <u>指定信用情報機関に提供する個人信用情報の正確性を確保するための方策を取っているか。</u></p> <p>⑨ <u>コンティンジェンシープラン</u></p> <p>イ. <u>コンティンジェンシープランが策定され、緊急時体制が構築されているか。</u></p> <p>ロ. <u>コンティンジェンシープランは、自社の貸金業務の実態やシステム環境等に応じて常時見直され、実効性が維持される態勢となっているか。</u></p> <p>ハ. <u>コンティンジェンシープランの策定に当たっては、その内容について客観的な水準が判断できるもの(例えば「金融機関等におけるコンティンジェンシープラン(緊急時対応計画)策定のための手引書」(公益財団法人金融情報システムセンター編))を根拠としているか。</u></p> <p>ニ. <u>コンティンジェンシープランの策定に当たっては、災害による緊急事態を想定するだけでなく、貸金業者の内部又は外部に起因するシステム障害等も想定しているか。</u></p> <p><u>また、バッチ処理が大幅に遅延した場合など、十分なリスクシナリオを想定しているか。</u></p> <p>ホ. <u>コンティンジェンシープランは、他の貸金業者におけるシステム障害</u></p>
--	--	--	--

			<p>事例や中央防災会議等の検討結果を踏まえるなど、想定シナリオの見直しを適宜行っているか。</p> <p>へ. <u>コンティンジェンシープランに基づく訓練を定期的に行っているか。</u> <u>なお、コンティンジェンシープランに基づく訓練は、全社レベルで行い、外部委託先等と合同で実施することが望ましい。</u></p> <p>ト. <u>貸金業務への影響が大きい重要なシステムについては、オフサイトバックアップシステム等を事前に準備し、災害、システム障害が発生した場合等に、速やかに業務を継続できる態勢を整備しているか。</u></p> <p>⑩ <u>障害発生時の対応</u></p> <p>イ. <u>システム障害が発生した場合に、資金需要者等に無用の混乱を生じさせないための適切な措置を講じているか。</u> <u>また、システム障害の発生に備え、最悪のシナリオを想定した上で、必要な対応を行う態勢となっているか。</u></p> <p>ロ. <u>システム障害の発生に備え、外部委託先を含めた報告態勢、指揮・命令系統が明確になっているか。</u></p> <p>ハ. <u>貸金業務に重大な影響を及ぼすシステム障害が発生した場合に、速やかに経営陣に報告するとともに、報告に当たっては、最悪のシナリオの下で生じる最大リスク等を報告する態勢(例えば、資金需要者等に重大な影響を及ぼす可能性がある場合、報告者の判断で過小報告することなく、最大の可能性を速やかに報告すること)となっているか。</u> <u>また、必要に応じて、対策本部を立ち上げ、経営陣自らが適切な指示・命令を行い、速やかに問題の解決を図る態勢となっているか。</u></p> <p>ニ. <u>システム障害の発生に備え、ノウハウ・経験を有する人材をシステム部門内、部門外及び外部委託先等から速やかに招集するために事前登録するなど、応援体制が明確になっているか。</u></p> <p>ホ. <u>システム障害が発生した場合、障害の内容・発生原因、復旧見込等について公表するとともに、資金需要者等からの問い合わせに的確に対応するため、必要に応じ、コールセンターや相談窓口を設置するなど</u></p>
--	--	--	--

			<p><u>の措置を迅速に行っているか。</u></p> <p><u>また、システム障害の発生に備え、関係業務部門への情報提供方法、内容が明確になっているか。</u></p> <p><u>へ. システム障害の発生原因の究明、復旧までの影響調査、改善措置、再発防止策等を的確に講じているか。</u></p> <p><u>また、システム障害の原因等の定期的な傾向分析を行い、それに応じた対応策をとっているか。</u></p> <p><u>ト. システム障害が発生した場合に、書面交付義務違反や指定信用情報機関への個人信用情報提供義務違反等の法令違反が発生していないかを検証する態勢となっているか。</u></p> <p><u>また、法令違反が認められるときには、真正な書面の再交付や指定信用情報機関に提供した個人信用情報の訂正など、速やかに問題が解消される態勢となっているか。</u></p> <p><u>チ. システム障害の影響を極小化するためのシステムの仕組みを整備しているか。</u></p> <p><u>⑪ 現金自動設備に係るシステムのセキュリティ対策</u></p> <p><u>現金自動設備に係るシステムは、簡単・迅速に金銭の交付及び債権の回収(弁済の受領)を可能にするものであり、資金需要者等にとって利便性が高く、広く活用されている。一方で、現金自動設備に係るシステムを通じた取引は、非対面で行われるため、異常な取引態様を確認できないなどの特有のリスクを抱えている。</u></p> <p><u>したがって、資金需要者等の利便を確保しつつ、資金需要者等の保護の徹底を図る観点から、貸金業者には現金自動設備に係るシステムのセキュリティ対策を十分に講じることが要請される。</u></p> <p><u>また、他の貸金業者等と現金自動設備の利用提携をしている場合において、セキュリティ対策が脆弱な現金自動設備に係るシステムを放置している貸金業者が存在したときは、他の貸金業者等に影響が及ぶことにも留意する必要がある。</u></p>
--	--	--	--

			<p><u>イ. 内部管理態勢の整備</u></p> <p><u>犯罪技術の巧妙化等の情勢の変化を踏まえ、ローンカード(貸金業者が発行する貸付け専用のカードをいい、キャッシング機能付きのクレジットカードを含む。以下Ⅱ-2-4において同じ。)の偽造等の犯罪行為に対する対策等について、貸金業者が取り組むべき経営課題の一つとして位置付け、セキュリティ・レベルの向上に努めているか。</u></p> <p><u>ロ. セキュリティの確保</u></p> <p><u>ローンカードや現金自動設備に係るシステムについて、セキュリティ・レベルを一定の基準に基づき評価するとともに、当該評価を踏まえ、セキュリティ・レベルを維持・向上するために適切な対策を講じているか。</u></p> <p><u>(参考)セキュリティに関する基準としては、「金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準・解説書」(公益財団法人金融情報システムセンター編)などがある。</u></p> <p><u>ハ. 資金需要者等への対応</u></p> <p><u>スキミングの可能性、暗証番号の盗取の可能性、類推されやすい暗証番号の使用の危険性等、現金自動設備の利用に伴う様々なリスクについて、資金需要者等に対する十分な説明態勢が整備されているか。</u></p> <p><u>また、資金需要者等への周知(公表を含む。)が必要な場合、速やかに周知できる態勢が整備されているか。特に、被害にあう可能性がある資金需要者等を特定可能な場合は、可能な限り迅速に資金需要者等に連絡するなどして被害を最小限に抑制するための措置を講じているか。</u></p> <p><u>被害発生後の資金需要者等に対する対応や捜査当局に対する協力に関する対応について必要な検討を行っているか。不正な取引に関する記録を適切に保存するとともに、資金需要者等や捜査当局から当該資料の提供を求められたときに、これに誠実に協力することとされているか。</u></p> <p><u>ニ. 現金自動設備に係るシステムの運用・管理を外部委託している場合</u></p>
--	--	--	---

			<p><u>の対策</u></p> <p><u>現金自動設備に係るシステムに関し、外部委託がなされている場合、外部委託に係るリスクを検討し、必要なセキュリティ対策が講じられているか。</u></p> <p>⑫ <u>システム統合リスク</u></p> <p><u>合併やシステムの共同化に伴うシステム統合(システム更改を含む。以下同じ。)の実施に当たっては、システム統合における事務・システム等の統合準備が不十分なことにより、事務の不慣れ等から役職員が正確な事務を誤り、あるいはコンピュータシステムのダウン又は誤作動等が発生し、その結果、サービスに混乱を来たすリスク(以下「システム統合リスク」という。)の顕在化を防止するため、システム開発会社だけでなく、貸金業者においても、実効性のあるプロジェクト管理態勢の構築(いわゆる「プロジェクトマネジメント」の実施)が不可欠であると考えられる。プロジェクトマネジメントの検証に当たっての具体的な着眼点を以下に例示する。</u></p> <p><u>イ. 経営陣の責任分担及び経営姿勢の明確化</u></p> <p><u>経営陣は、システム統合リスクについて十分に認識し、プロジェクトマネジメントの重要性を正確に理解しているか。</u></p> <p><u>また、システム統合に係る役職員の責任分担を明確化するとともに、自らの経営姿勢を明確化しているか。</u></p> <p><u>ロ. システム統合計画の策定</u></p> <p><u>システム統合計画の策定に際しては、徹底したリスクの洗出しが行われ、その軽減策が講じられるとともに、十分かつ保守的な移行判定項目・基準が定められているか。また、移行判定項目・基準等においては、全ての役職員がいつまでに何をすべきかが明確に定められているか。</u></p> <p><u>さらに、システム統合計画の妥当性について、第三者機関による評価等も活用して、客観的・合理的に検証しているか。</u></p> <p><u>ハ. システムの企画・開発</u></p>
--	--	--	---

			<p><u>システム統合に係るシステムの企画・開発に当たっては、当該システムの機能が法令の規定に沿ったものとなっているか、法令に基づく手続に不備はないか等を検証しているか。</u></p> <p>三. <u>十分なテスト・リハーサル体制の構築</u></p> <p><u>レビューやテスト不足が原因で、資金需要者等に影響が及ぶような障害が発生しないような十分なテスト・リハーサル体制を構築しているか。具体的には、レビュー実施計画は、工程ごとの品質状況を管理するものとなっているか。また、テスト計画はシステム統合に伴う開発内容に適合したものとなっているか。</u></p> <p>ホ. <u>事務手続の習得教育・障害訓練</u></p> <p><u>システム統合により、事務処理の方式に変更が生じる場合には、事務手続の習得教育・障害訓練は十分行われているか。さらに、その進捗状況を把握・評価する体制が整備されているか。</u></p> <p>ヘ. <u>資金需要者等への説明等</u></p> <p><u>システム統合により、取り扱うサービスに変更がある場合には、資金需要者等の利便性に配慮した検討を行ったうえで、資金需要者等への周知が適切に行われているか。</u></p> <p>ト. <u>外部委託先の管理態勢</u></p> <p><u>システム開発等に係る業務を外部委託する場合であっても、貸金業者自らが主体的に関与する態勢を構築しているか。</u></p> <p>チ. <u>プロジェクトの進捗管理</u></p> <p><u>経営陣はシステム統合計画の進捗管理に際し、残存課題等の問題点を把握するとともに、その解消予定の見定めを十分に行っているか。</u></p> <p><u>システム統合が遅延した場合にスケジュールを見直す基準を策定するなど、不測の事態が生じた場合に適切に対応できる体制を整備しているか。</u></p> <p>リ. <u>厳正な移行判定の実施</u></p> <p><u>移行判定時まで、必要なテスト・リハーサル、研修及び訓練等(コン</u></p>
--	--	--	---

			<p><u>テインジェンシープランの訓練及びその結果を踏まえたプランの見直しまで含む。)が終了し、移行判定に不可欠な材料が揃うスケジュール・計画となっているか。</u></p> <p><u>ヌ. コンテインジェンシープランの策定等</u></p> <p><u>システム障害等の不測の事態に対応するため、システム統合に係るコンテインジェンシープランが策定され、十分な回数の訓練が行われているか。障害の内容・原因、復旧見込み等について公表するとともに、コールセンターの迅速な開設等、資金需要者等からの問い合わせに的確に対応する体制が整備されているか。</u></p> <p><u>ル. 実効性のある内部監査・第三者評価</u></p> <p><u>a. 内部監査部門によるシステム統合計画の進捗状況のモニタリング・検証がシステム統合リスク管理態勢の実効性等の観点から行われているか。また、内部監査部門にシステムの開発過程等プロセス監査に精通した要員を確保しているか。</u></p> <p><u>(注)外部監査人によるシステム監査を導入する方が監査の実効性があると考えられる場合には、内部監査に代え外部監査を利用して差し支えない。</u></p> <p><u>b. システム統合に係る重要事項の判断に際して、システム監査人による監査等の第三者機関による評価を効果的に活用しているか。</u></p> <p><u>(参考) システムリスクについての参考資料として、例えば、「金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準・解説書」(公益財団法人金融情報システムセンター編)などがある。</u></p> <p><u>(2) 監督手法・対応</u></p> <p><u>① 問題認識時</u></p> <p><u>日常の監督事務等を通じて把握された貸金業者のシステムリスク管理態勢上の課題については、貸金業者又はその外部委託先に対し深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて法第24条の6の10に基づき報告書を徴収することにより、貸金業者における自主的な改善状況を把握するこ</u></p>
--	--	--	--

ととする。

また、資金需要者等の利益の保護の観点から重大な問題があると認められるときには、法第 24 条の 6 の 3 又は第 24 条の 6 の 4 に基づき業務改善命令等を発出する等の対応を行うものとする。

② システム障害発生時

イ. コンピュータシステムの障害の発生を認識次第、直ちに、その事実についての当局あて報告を求めるとともに、「障害発生等報告書」(別紙様式 1)にて当局あて報告を求めものとする。

また、復旧時、原因解明時には改めてその旨報告を求めることとする(ただし、復旧原因の解明がされていない場合でも 1 ヶ月以内に現状について報告を行うこと。)

なお、財務局は貸金業者から報告があった場合は直ちに監督局金融会社室に連絡すること。

(注)報告すべきシステム障害等

その原因の如何を問わず、貸金業者又は貸金業者から業務の委託を受けた者等が現に使用しているシステム・機器(ハードウェア、ソフトウェア共)に発生した障害(受払等業務委託先が設置した自動契約受付機又は現金自動設備に係るシステムにおいて発生した障害を除く。)であって、借入れ・返済、契約の締結、書面の交付その他資金需要者等の利便等に影響があるもの又はそのおそれがあるもの。

ただし、一部のシステム・機器にこれらの影響が生じても他のシステム・機器が速やかに代替することで実質的にはこれらの影響が生じない場合を除く。

なお、障害が発生していない場合であっても、サイバー攻撃の予告がなされ、又はサイバー攻撃が検知される等により、上記のような障害が発生する可能性は高いと認められる時は、報告を要するものとする。

ロ. 必要に応じて法第 24 条の 6 の 10 に基づき追加の報告を求め、資

			<p>金需要者等の利益の保護の観点から重大な問題があると認められるときには、<u>法第 24 条の 6 の 3 に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令違反行為が認められる等のときには、法第 24 条の 6 の 4 に基づく業務停止命令等の発出を含め、必要な対応を検討するものとする。</u></p> <p>③ システム統合時</p> <p>貸金業者がシステム統合を決定した場合には、必要に応じて、システム統合に向けたスケジュール等及びその進捗状況について、システム統合を円滑に実施するための具体的な計画、システム統合リスクに係る内部管理態勢(内部監査を含む。)、その他の事項について資料の提出を求めるとともに、システム統合の決定後から当該システム統合完了までの間、<u>法第 24 条の 6 の 10 に基づく報告を定期的に求めるものとする。</u></p>
P53 P501	4 段目 35 行目 1 段目 19 行目	II-2-4	II-2-5
P53 P501	4 段目 38 行目 1 段目 21 行目	本人確認及び「 <u>疑わしい取引の届出</u> 」に関する	<u>取引時確認</u> 及び疑わしい取引の届出に関する
P 54 P501	4 段目 3 行目 1 段目 25 行目	例えば、以下の点に留意するものとする。	例えば、以下の点に留意するものとする。 (注)取引時確認や疑わしい取引の届出においては、「 <u>犯罪収益移転防止法に関する留意事項について</u> 」(24 年 10 月金融庁)を参考にすること。
P 54 P501	4 段目 6 行目 1 段目 27 行目	① 犯収法に基づく <u>本人確認</u> を的確に実施するための	① 犯収法に基づく <u>取引時確認</u> を的確に実施するための
P 54 P501	4 段目 8 行目 1 段目 29 行目	イ. 社内規則等において、 <u>本人確認</u> を行うための	イ. 社内規則等において、 <u>取引時確認</u> を行うための
P 54 P501	4 段目 14 行目 1 段目 33 行目	ロ. <u>本人確認</u> を行うに当たって、	ロ. <u>取引時確認</u> を行うに当たって、
P 54 P501	4 段目 22 行目 1 段目 38 行目	また、資金需要者等から取得した <u>本人確認情報</u> については、	また、資金需要者等から取得した <u>取引時確認情報</u> については、

P 54 P501	4 段目 27 行目 1 段目最終行	ハ. <u>貸金業者が過去に取得した本人確認情報についての信憑性・妥当性に疑いが生じた場合、あるいは取引の相手方が取引の名義人になりすましている疑いがある場合は、本人確認書類の再提出を求める等、資金需要者等の本人確認について再確認が行われているか。</u>	ハ. <u>下記a. ～c. のような厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引を行う場合には、顧客の本人特定事項を、通常と同様の方法に加え、追加で本人確認書類又は補完書類の提示を受ける等、通常の取引よりも厳格な方法で確認するなど、適正に(再)取引時確認が行われているか。また、資産及び収入の状況の確認が義務づけられている場合について、適正に確認が行われているか。</u> a. <u>取引の相手方が関連取引時確認に係る顧客等又は代表者等になりすましている疑いがある場合における当該取引</u> b. <u>関連取引時確認が行われた際に当該関連取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等との取引</u> c. <u>犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第 12 条第 2 項に定める、犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国又は地域に居住し又は所在する顧客等との取引等</u>
P 54 P501	4 段目 34 行目 2 段目 5 行目	ニ. <u>資金需要者等の本人確認に当たって、</u>	ニ. <u>資金需要者等の取引時確認に当たって、</u>
P 54 P501	4 段目最終行 2 段目 10 行目	ヘ. <u>役職員に対して、本人確認に関する</u>	ヘ. <u>役職員に対して、取引時確認に関する</u>
P 55 P501	4 段目 6 行目 2 段目 14 行目	ト. <u>本人確認の実施に関して、</u>	ト. <u>取引時確認の実施に関して、</u>
P55 P501	4 段目 11 行目 2 段目 17 行目	② <u>犯収法に基づく「疑わしい取引の届出」を</u>	② <u>犯収法に基づく疑わしい取引の届出を</u>
P55 P501	4 段目 14 行目 2 段目 19 行目	イ. <u>社内規則等において、「疑わしい取引の届出」を行うための</u>	イ. <u>社内規則等において、疑わしい取引の届出を行うための</u>
P55 P501	4 段目 20 行目 2 段目 23 行目	ロ. <u>「疑わしい取引の届出」に該当するか否かの判断を行うに当たって、貸金業者が取得した本人確認情報、</u>	ロ. <u>疑わしい取引の届出に該当するか否かの判断を行うに当たって、貸金業者が取得した取引時確認情報、</u>
P55 P501	4 段目 29 行目 2 段目 29 行目	ハ. <u>「疑わしい取引」に該当すると</u>	ハ. <u>疑わしい取引に該当すると</u>

P55 P501	4 段目 33 行目 2 段目 32 行目	二. 「 <u>疑わしい取引</u> 」の判断に当たって、	二. <u>疑わしい取引</u> の判断に当たって、
P55 P501	4 段目 39 行目 2 段目 36 行目	へ. 役職員に対して、「 <u>疑わしい取引の届出</u> 」に関する	へ. 役職員に対して、 <u>疑わしい取引の届出</u> に関する
P56 P501	4 段目 5 行目 2 段目 41 行目	ト. 「 <u>疑わしい取引の届出</u> 」に関して、	ト. <u>疑わしい取引の届出</u> に関して、
P56 P501	4 段目 10 行目 3 段目 2 行目	③ <u>本人確認</u> と「 <u>疑わしい取引の届出</u> 」が相互に関連性を有していることを十分に認識し、 <u>本人確認</u> の的確な実施により資金需要者等の基礎的な情報を把握し、その上で当該情報及び資金需要者等の取引態様等を総合的に勘案のうえ判断し、「 <u>疑わしい取引の届出</u> 」が行われるよう、	③ <u>取引時確認</u> と <u>疑わしい取引の届出</u> が相互に関連性を有していることを十分に認識し、 <u>取引時確認</u> の的確な実施により資金需要者等の基礎的な情報を把握し、その上で当該情報及び資金需要者等の取引態様等を総合的に勘案のうえ判断し、 <u>疑わしい取引の届出</u> が行われるよう、
P56 P501	4 段目 21 行目 3 段目 10 行目	日常の監督事務を通じて把握された <u>本人確認</u> 、	日常の監督事務を通じて把握された <u>取引時確認</u> 、
P56 P501	4 段目 39 行目 3 段目 23 行目	(注) <u>本人確認</u> の取扱いについては、	(注) <u>取引時確認</u> の取扱いについては、
P57 P501	4 段目 1 行目 3 段目 25 行目	Ⅱ-2-5	Ⅱ-2-6
P63 P502	4 段目 31 行目 3 段目 13 行目	Ⅱ-2-6	Ⅱ-2-7
P65 P503	4 段目 1 行目 1 段目 7 行目	Ⅱ-2-6-1	Ⅱ-2-7-1
P68 P503	4 段目 16 行目 3 段目 15 行目	・ <u>苦情等(自ら対処したものに加え、外部機関が介在して対処したものも含む。)</u> の内容について、 <u>適切かつ正確に記録・保存をするとともに、記録・保存された苦情等に関する分析を行うことによって、資金需要者等対応・事務処理についての態勢の改善に継続的に役立てるとともに、苦情等の再発防止策・未然防止策の策定等に継続的に活用する態勢を整備しているか。</u>	・ <u>苦情等の内容及び対処結果について、自ら対処したものに加え、外部機関が介在して対処したものを含め、適切かつ正確に記録・保存しているか。また、これらの苦情等の内容及び対処結果について、指定ADR機関より提供された情報等も活用しつつ、分析し、その分析結果を継続的に資金需要者等対応・事務処理についての態勢の改善や苦情等の再発防止策・未然防止策に活用する態勢を整備しているか。</u>

P69 P504	4 段目 24 行目 1 段目 5 行目	II-2-6-2	II-2-7-2
P69 P504	4 段目 25 行目 1 段目 6 行目	II-2-6-2-1	II-2-7-2-1
P70 P504	4 段目 13 行目 1 段目 27 行目	(II-2-6-1)	(II-2-7-1)
P70 P504	4 段目最終行 2 段目 4 行目	仮に、ホームページに掲載したとしても、これを閲覧できない資金需要者等も想定される場合には、そのような資金需要者等にも配慮する必要がある。	仮に、ホームページに掲載したとしても、これを閲覧できない資金需要者等も想定される場合には、そのような資金需要者等にも配慮する必要がある。 <u>公表する際は、資金需要者等にとって分かりやすいように表示しているか(例えば、ホームページで公表する場合において、資金需要者等が容易に金融ADR制度の利用に関するページにアクセスできるような表示が望ましい。)</u> 。
P72 P504	4 段目 5 行目 2 段目 37 行目	II-2-6-2-2	II-2-7-2-2
P72 P504	4 段目 24 行目 3 段目 9 行目	(II-2-6-1)	(II-2-7-1)
P72 P504	4 段目 27 行目 3 段目 12 行目	イ. 自らが営む貸金業務の内容、苦情等の発生状況及び営業地域等を踏まえて、法令で規定されている以下の各事項のうちの一つ又は複数 ^を 苦情処理措置・紛争解決措置として適切に選択しているか。	イ. 自らが営む貸金業務の内容、苦情等の発生状況及び営業地域等を踏まえて、法令で規定されている以下の各事項のうちの一つ又は複数 ^を 苦情処理措置・紛争解決措置として適切に選択しているか。 <u>なお、その際は、例えば、資金需要者等が苦情・紛争を申し出るに当たり、資金需要者等にとって地理的にアクセスしやすい環境を整備するなど、資金需要者等の利便の向上に資するような取組みを行うことが望ましい。</u>
P75 P505	4 段目 6 行目 1 段目 41 行目	II-2-6-2-1(1)②	II-2-7-2-1(1)②
P75 P505	4 段目 11 行目 2 段目 3 行目	・ <u>外部機関を利用する場合</u> 、資金需要者等の保護の観点から、例えば、外部機関の名称及び連絡先等、外部機関に関する情報について <u>資金需要者等への周知・公表を行うことが望ましい。</u>	・ <u>貸金業者が外部機関を利用している場合</u> 、資金需要者等の保護の観点から、例えば、資金需要者等が苦情・紛争を申し出るに当たり、外部機関を利用できることや、外部機関の名称及び連絡先、その利用方法等、外部機関に関する情報について、 <u>資金需要者等にとって分かりやすいように、周知・公表を</u>

			行うことが望ましい。
P76 P505	4 段目 16 行目 2 段目 37 行目	Ⅱ-2- <u>6</u> -2-3	Ⅱ-2- <u>7</u> -2-3
P76 P505	4 段目 29 行目 3 段目 4 行目	Ⅱ-2- <u>6</u> -3	Ⅱ-2- <u>7</u> -3
P199 P505	4 段目 1 行目 3 段目 28 行目	Ⅱ-2- <u>7</u>	Ⅱ-2- <u>8</u>
P77 P506	4 段目 40 行目 1 段目 36 行目	Ⅱ-2- <u>8</u>	Ⅱ-2- <u>9</u>
P80 P506	4 段目 14 行目 3 段目 23 行目	Ⅱ-2- <u>9</u>	Ⅱ-2- <u>10</u>
P82 P507	4 段目 22 行目 1 段目 最終行	<p>へ. <u>資金逼迫状況にある資金需要者等の弱みにつけ込み、資金需要者等に一方的に不利となる契約の締結を強要すること。</u></p> <p><新設></p>	<p>へ. <u>資金逼迫状況にある資金需要者等の弱みにつけ込み、次に掲げる行為を行うこと。</u></p> <p>a. <u>資金需要者等に一方的に不利となる契約の締結を強要すること。</u></p> <p>b. <u>今後の貸付けに関して不利な取扱いをする旨を示唆すること等により、株式、出資又は社債の引受けを強要すること。</u></p> <p>c. <u>貸付けの契約の締結と併せて自己又は関連会社等の商品又はサービスの購入を強制すること。</u></p> <p>ト. <u>確定判決において消費者契約法(平成 12 年法律第 61 号)第 8 条から第 10 条までの規定に該当し無効であると評価され、当該判決確定の事実が消費者庁、独立行政法人国民生活センター又は同法に規定する適格消費者団体によって公表されている条項と、内容が同一である条項を含む貸付けに係る契約(消費者契約に限る。)を締結すること。</u></p>
P108 P507	4 段目 16 行目 2 段目 16 行目	Ⅱ-2- <u>10</u>	Ⅱ-2- <u>11</u>
P109 P507	4 段目 14 行目 3 段目 1 行目	(注 1)勧誘者リストの整備においては、Ⅱ-2-13(1)②ロ. gに記載した、 <u>個人情報(法第 2 条第 14 項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)</u>	(注 1)勧誘者リストの整備においては、Ⅱ-2-14に記載した、 <u>信用情報の目的外利用に該当しないよう</u>

		の目的外利用に該当しないよう	
P83 P508	4 段目 3 行目 3 段目 18 行目	II-2-11	II-2-12
P89 P509	4 段目 1 行目 2 段目 10 行目	II-2-12	II-2-13
P89 P509	4 段目 16 行目 2 段目 21 行目	II-2-12-1	II-2-13-1
P95 P510	4 段目 1 行目 2 段目 29 行目	II-2-12-2	II-2-13-2
P277 P511	4 段目 1 行目 2 段目 34 行目	II-2-13 個人信用情報の提供等 指定信用情報機関と信用情報提供等契約を締結した貸金業者については、 個人信用情報の遅滞ない提供が義務づけられている。	II-2-14 個人信用情報の提供等 指定信用情報機関と信用情報提供等契約を締結した貸金業者については、 <u>法第 41 条の 35 第 2 項の規定により個人信用情報(法第 2 条第 14 項に規定する個人信用情報をいう。以下同じ。)</u> の遅滞ない提供が義務づけられている。 また、当該貸金業者又はその役職員は、 <u>法第 41 条の 38 第 1 項の規定により、返済能力等調査以外の目的で、指定信用情報機関に信用情報の提供を依頼し、又は指定信用情報機関から提供を受けた信用情報を使用し、若しくは第三者に提供すること(以下「信用情報の目定外使用等」という。)</u> が禁止されている。
P277 P511	4 段目 10 行目 2 段目 41 行目	個人信用情報が遅滞なく提供されるための社内体制や	個人信用情報が遅滞なく提供され、かつ、信用情報の目的外使用等を防止するための社内体制や
P278 P512	4 段目最終行 1 段目 3 行目	g. <u>指定信用情報機関から提供を受けた信用情報を返済能力等調査以外の目的に使用し、若しくは第三者に提供をした場合には、法第 41 条の 38 の規定に抵触することに留意し、役職員に対し、適切かつ十分な監督を行うための態勢が整備されているか。</u> (注)例えば、途上与信を行うために取得した信用情報を勧誘に二次利用した場合や信用情報を内部データベースに取り込み当該内部データベースを勧誘に利用した場合等(債権の保全を目的とした利用を含む)であっても、	<削除>

		<u>返済能力の調査以外の目的による使用に該当することに留意する必要がある。</u>	
P279 P512	4 段目 17 行目 1 段目 14 行目	<新設>	<p>③ <u>法令等を踏まえた信用情報の目的外使用等の防止に係る態勢の構築</u></p> <p><u>イ. 経営陣は、信用情報の目的外使用等が重大な法令違反行為であることを認識し、自ら率先して個人信用情報の目的外使用等の防止に係る態勢の構築に取り組んでいるか。</u></p> <p><u>ロ. 役職員が社内規則等に基づき、信用情報の適正な使用等が行われるよう、社内研修等により周知徹底を図っているか。</u></p> <p><u>ハ. 社内規則等に則り、信用情報の目的外使用等を防止する態勢が整備されているか。検証に当たっては、例えば、以下の点に留意する。</u></p> <p><u>a. 指定信用情報機関への信用情報の提供依頼に係るアクセス管理の徹底(アクセス権限を付与された本人以外が使用することの防止等)を図り、使用目的を返済能力等調査に限定して提供依頼を行う態勢が整備されているか。</u></p> <p><u>b. 指定信用情報機関から提供を受けた信用情報を使用する役職員が特定され、返済能力等調査に限定して使用する態勢が整備されているか。</u></p> <p><u>(注)例えば、途上与信を行うために取得した信用情報を勧誘に二次利用した場合や信用情報を内部データベースに取り込み当該内部データベースを勧誘に利用した場合等(債権の保全を目的とした利用を含む。)であっても、返済能力の調査以外の目的による使用に該当することに留意する必要がある。</u></p> <p><u>c. 信用情報の提供依頼及び使用等に関して、貸付けの契約の申込状況、信用情報の提供依頼の目的、資金需要者等からの同意及び使用状況等について事後的に確認できる態勢が整備されているか。</u></p> <p><u>d. 役職員の異動、退職又は営業所等の統廃合等の際など、関係者による信用情報の漏えい等の防止などの対策が講じられているか。</u></p> <p><u>e. 信用情報の提供依頼及び使用等に関して、特定役職員に集中する</u></p>

			権限等の分散や、幅広い権限等を有する役職員への管理・けん制の強化を図る等、信用情報の目的外使用等を防止するための適切な措置を図っているか。
P279 P512	4 段目 17 行目 1 段目 14 行目	③ 内部管理部門等による実効性確保のための措置 個人信用情報の提供等に関して、	④ 内部管理部門等による実効性確保のための措置 個人信用情報の提供及び信用情報の使用等に関して、
P279 P512	4 段目 24 行目 1 段目 18 行目	個人信用情報の提供等の実行性が確保されているか。	個人信用情報の適正な提供及び信用情報の適正な使用等の実行性が確保されているか。
P280 P512	4 段目 7 行目 1 段目 36 行目	個人信用情報の提供に関する課題等については、	個人信用情報の提供及び信用情報の使用等に関する課題等については、
P103 P512	4 段目 1 行目 2 段目 5 行目	Ⅱ-2-14	Ⅱ-2-15
P106 P512	4 段目 1 行目 3 段目 28 行目	Ⅱ-2-15	Ⅱ-2-16
P127 P513	4 段目 1 行目 2 段目 8 行目	Ⅱ-2-16	Ⅱ-2-17
P129 P513	4 段目 1 行目 3 段目 12 行目	Ⅱ-2-17	Ⅱ-2-18
P129 P513	4 段目 15 行目 3 段目 22 行目	なお、本人確認及び閲覧又は謄写の方法に関し、	なお、本人又は正当な委任を受けた代理人等であるかの確認及び閲覧又は謄写の方法に関し、
P131 P514	4 段目 1 行目 1 段目 14 行目	Ⅱ-2-18	Ⅱ-2-19
P134 P514	4 段目 20 行目 3 段目 33 行目	Ⅱ-2-19	Ⅱ-2-20
P27 P515	4 段目 20 行目 1 段目 33 行目	Ⅱ-2-20	Ⅱ-2-21
P195 P517	4 段目 10 行目 1 段目 4 行目	<新設>	⑥ 個別貸金業者に関するデータの整備 財務局管内の貸金業者について貸金業者台帳(別紙様式2参照)を3月末日

			<p>現在にて作成するものとし、その写1部を7月末までに監督局金融会社室に提出する。また、記載事項に変更があった場合(軽微なものを除く。)にも遅滞なくその写1部を提出するものとする。</p> <p>なお、各財務局の創意・工夫による様式の変更、項目の追加を妨げるものではない。</p>
P196 P517	4段目18行目 1段目38行目	別紙様式1	別紙様式3-1
P197 P517	4段目17行目 2段目24行目	<新設>	ホ. 苦情等の申出を受けて、無登録業者がインターネットのホームページにおいて貸金業を営む旨の広告を行っていることが確認された際も、上記ニ. と同様とする。この場合において、捜査当局に対する情報提供を行うときは、監督局金融会社室を経由して(下記③イ. に該当する場合には直接)行うものとする。
P197 P517	4段目17行目 2段目24行目	ホ.	へ.
P197 P517	4段目22行目 2段目27行目	へ. 苦情等の対応結果については、別紙様式2により、	ト. 苦情等の対応結果については、別紙様式3-2により、
P38 P517	4段目18行目 2段目33行目	上記②ニ. における	上記②ニ. 及びホ. における
P39 P517	4段目8行目 3段目10行目	別紙様式3	別紙様式4-1
P39 P517	4段目15行目 3段目14行目	別紙様式4	別紙様式4-2
P219 P518	4段目8行目 1段目12行目	Ⅱ-2-14(2)⑤	Ⅱ-2-15(2)⑤
P272 P518	4段目 3段目28行目	<新設>	Ⅲ-1-7 指定信用情報機関との連携 信用情報の取扱いの重要性に鑑み、指定信用情報機関と適切な連携を図る必要があることから、以下に留意するものとする。

			<p>(1) 信用情報の不適切な取扱いが疑われるなど財務局と指定信用情報機関との間で情報を共有すべきと判断される事案がある場合は、指定信用情報機関との間で情報の共有化を図る。</p> <p>(2) 貸金業者における信用情報の取扱いに関し、財務局が適正な監督を実施する上で必要と認められるときは、指定信用情報機関に対し、同機関が保有する情報の提供を求めることとする。</p> <p>(3) 貸金業者と指定信用情報機関との信用情報提供契約の終了に関する指定信用情報機関の公表情報を随時確認し、得られた情報を検査・監督に活用する。</p>																																																																												
P310 P518	4 段目 16 行目 3 段目 28 行目	Ⅲ-1-7	Ⅲ-1-8																																																																												
P25 P522	4 段目 31 行目 1 段目 15 行目	新たな登録をした財務局長に <u>おい</u> 上記口. に従い	新たな登録をした財務局長において上記口. に従い																																																																												
P217 P524	4 段目 11 行目 3 段目 1 行目	Ⅱ-2-14(2)②	Ⅱ-2-15(2)②																																																																												
P527	2 段目 3 行目	別紙様式 7	別紙様式 26																																																																												
P529	—	<p>自己検証リスト(案)</p> <p><略></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>適否</th> <th>不適の状況</th> <th>改善策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><略></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>外部委託先の監督</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>外部委託先に対する監督は適切に行われているか。</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><新設></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>適切な本人確認の実施</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>法令等に基づいて、本人確認を行っているか。</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>本人確認の際に問題が認められた顧客はいなかったか。</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><略></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		適否	不適の状況	改善策	<略>				外部委託先の監督				外部委託先に対する監督は適切に行われているか。				<新設>				適切な本人確認の実施				法令等に基づいて、本人確認を行っているか。				本人確認の際に問題が認められた顧客はいなかったか。				<略>				<p>自己検証リスト(案)</p> <p><略></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>適否</th> <th>不適の状況</th> <th>改善策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><略></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>外部委託先の監督</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>外部委託先に対する監督は適切に行われているか。</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>システムリスクの管理</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>システムリスクは適切に管理されているか。</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>適切な取引時確認の実施</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>法令等に基づいて、取引時確認を行っているか。</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>取引時確認の際に問題が認められた顧客はいなかったか。</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><略></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		適否	不適の状況	改善策	<略>				外部委託先の監督				外部委託先に対する監督は適切に行われているか。				システムリスクの管理				システムリスクは適切に管理されているか。				適切な取引時確認の実施				法令等に基づいて、取引時確認を行っているか。				取引時確認の際に問題が認められた顧客はいなかったか。				<略>			
	適否	不適の状況	改善策																																																																												
<略>																																																																															
外部委託先の監督																																																																															
外部委託先に対する監督は適切に行われているか。																																																																															
<新設>																																																																															
適切な本人確認の実施																																																																															
法令等に基づいて、本人確認を行っているか。																																																																															
本人確認の際に問題が認められた顧客はいなかったか。																																																																															
<略>																																																																															
	適否	不適の状況	改善策																																																																												
<略>																																																																															
外部委託先の監督																																																																															
外部委託先に対する監督は適切に行われているか。																																																																															
システムリスクの管理																																																																															
システムリスクは適切に管理されているか。																																																																															
適切な取引時確認の実施																																																																															
法令等に基づいて、取引時確認を行っているか。																																																																															
取引時確認の際に問題が認められた顧客はいなかったか。																																																																															
<略>																																																																															

		<p>禁止行為に該当するおそれのある以下の行為をしていないか。</p> <p><略></p> <p>資金需要者等に一方的に不利となる契約の締結を強要すること。</p> <p><新設></p> <p><略></p>				<p>禁止行為に該当するおそれのある以下の行為をしていないか。</p> <p><略></p> <p>資金需要者等の弱みにつけ込み、次に掲げる行為を行うこと。</p> <p>①資金需要者等に一方的に不利となる契約の締結を強要すること。</p> <p>②今後の貸付けに関して不利な取扱いをする旨を示唆すること等により、株式、出資又は社債の引受けを強要すること。</p> <p>③貸付けの契約の締結と併せて自己又は関連会社等の商品又はサービスの購入を強制すること。</p> <p>確定判決において消費者契約法(平成12年法律第61号)第8条から第10条までの規定に該当し無効であると評価され、当該判決確定の事実が消費者庁、独立行政法人国民生活センター又は同法に規定する適格消費者団体によって公表されている条項と、内容が同一である条項を含む貸付けに係る契約(消費者契約に限る。)を締結すること。</p> <p><略></p>												
P530	右列	<p>貸金業者登録審査事務チェックリスト(貸金業を的確に遂行するための必要な体制)</p> <p><略></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適否</th> <th>審査内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td><略></td> </tr> </tbody> </table> <p>外部委託に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-3(1))</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td></td> <td><略></td> </tr> </tbody> </table> <p><新設></p>	適否	審査内容		<略>		<略>	<p>貸金業者登録審査事務チェックリスト(貸金業を的確に遂行するための必要な体制)</p> <p><略></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適否</th> <th>審査内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td><略></td> </tr> </tbody> </table> <p>外部委託に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-3(1))</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td></td> <td><略></td> </tr> </tbody> </table> <p>システムリスク管理に関する社内規則等(監督指針Ⅱ-2-4(1))</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 全社的なシステムリスク管理の基本方針が策定されているか。 <input type="checkbox"/> システム障害の未然防止と発生時の迅速な復旧対応について、態勢を整備しているか。 <input type="checkbox"/> システムを統括管理する役員を定めているか。 <input type="checkbox"/> システム障害発生等の危機時において、とるべき対応について具体的に定めているか。 <input type="checkbox"/> システムリスク管理の基本方針には、セキュリティポリシー及び外部委託先に関する方針が含まれているか。 <input type="checkbox"/> システムリスク管理態勢の整備に当たっては、その内容について客観的な水準が判定できるものを根拠としているか。 <input type="checkbox"/> システムリスク管理部門は、システムの制限値を把握・管理し、制限値を超えた場合のシステム面、事務面の対応策を検討しているか。 <input type="checkbox"/> 新商品の導入時や商品内容の変更時には、ユーザー部門とシステムリスク管理部門が連携する態勢となっているか。また、システムリスク管理部門はシステム開発の有無にかかわらず、関連するシステムの評価を実施しているか。 	適否	審査内容		<略>		<略>			
適否	審査内容																	
	<略>																	
	<略>																	
適否	審査内容																	
	<略>																	
	<略>																	

			<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 安全対策の基本方針が策定されているか。 <input type="checkbox"/> 安全管理者とその権限を定めているか。 <input type="checkbox"/> 現行システムに内在するリスクを継続的に洗い出し、その維持・改善のための投資を計画的に行っているか。 <input type="checkbox"/> 開発案件の企画・開発・移行の承認ルールが明確になっているか。 <input type="checkbox"/> システム部門から独立した内部監査部門又は外部監査人が、定期的にシステム監査を行うこととしているか。 <input type="checkbox"/> システム監査の結果は、適切に経営陣に報告されることとなっているか。 <input type="checkbox"/> 外部委託先(システム子会社を含む。)の選定基準等を定めているか。 <input type="checkbox"/> システムに係る外部委託業務について、リスク管理が適切に行われる体制が定められているか。 <input type="checkbox"/> システム関連事務を外部委託する場合についても、システムに係る外部委託に準じて適切なリスク管理を行っているか。 <input type="checkbox"/> 外部委託した業務について、委託元として委託業務が適切に行われていることを定期的にモニタリングしているか。 <input type="checkbox"/> 重要な外部委託先に対して、内部監査部門又はシステム監査人等による監査を実施しているか。 <input type="checkbox"/> 受払等業務委託先について、システムに係る外部委託先に準じた適切な管理を行っているか。 <input type="checkbox"/> データ管理態勢として、以下の事項が整備されているか。 <ul style="list-style-type: none"> ①データ管理者を置いているか。 ②データ保護、データ不正使用防止、不正プログラム防止等について適切かつ十分な管理態勢を整備しているか。 ③データが毀損した場合に備えた措置を取っているか。 ④指定信用情報機関に提供する個人信用情報の正確性を確保するための方策を取っているか。 <input type="checkbox"/> コンティンジェンシープランが策定され、緊急時体制が構築されているか。 <input type="checkbox"/> コンティンジェンシープランに基づく訓練を定期的実施することとしているか。 <input type="checkbox"/> 貸金業務への影響が大きい重要なシステムについては、災害、システム障害が発生した場合等に、速やかに業務を継続できる態勢を整備しているか。 <input type="checkbox"/> システム障害の発生に備え、外部委託先を含めた報告態勢、指揮・命令系統等が明確になっているか。 <input type="checkbox"/> システム障害発生時の資金需要者等への利用者対応について定めているか。 <input type="checkbox"/> 現金自動設備に係るシステムのセキュリティ・レベルを維持・向上するために適切な対策を講じているか。 <input type="checkbox"/> 現金自動設備の利用に伴う様々なリスクについて、資金需要者等に対する十分な説明態勢が整備されているか。 <input type="checkbox"/> システム統合リスクの顕在化を防止するため、実効性のあるプロジェクト管理態勢が構築されているか。
--	--	--	--

		<p>本人確認に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-4(1)①)</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 本人確認の責任部署が明確化されているか。 <input type="checkbox"/> 資金需要者等の属性を適切に把握するとともに、本人確認書類の提出等により、その信ぴょう性・妥当性を確認する手続きが定められているか。 <input type="checkbox"/> 資金需要者等に関して特に問題が認められた場合、適正に対応・管理を行う手続きが定められているか。 <input type="checkbox"/> 資金需要者等から取得した本人確認情報については、取引の継続的なモニタリング等を通じて、その属性の把握に常時努め、最新のものとする手続きが定められているか。 <input type="checkbox"/> 貸金業者が過去に取得した本人確認情報についての信ぴょう性・妥当性に疑いが生じた場合、あるいは取引の相手方が取引の名義人になりすましている疑いがある場合は、本人確認書類の再提出を求める等、資金需要者等の本人確認について再確認を行う手続きが定められているか。 <input type="checkbox"/> 資金需要者等の本人確認に当たって、取引形態を考慮した措置が定められているか。 <input type="checkbox"/> 本人確認の実施に関して、社内における定期的な点検や内部監査を通じて、その実施状況を把握・検証し、実施方法の見直しを行う等、その実効性を確保する措置が定められているか。 <p>疑わしい取引の届出に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-4(1)②)</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 「疑わしい取引の届出」の責任部署が明確化されているか。 <input type="checkbox"/> 「疑わしい取引の届出」に該当するか否かの判断を行うに当たって、貸金業者が取得した本人確認情報、取引時の状況その他貸金業者が保有している当該取引に係る具体的な情報を総合的に勘案のうえ、届出の必要性の判断を行う手続きが定められているか。また、その取引に関して特に問題等が認められた場合、適正に対応・管理を行う手続きが定められているか。 <input type="checkbox"/> 「疑わしい取引」に該当すると判断された場合には、統括部署において、速やかに当局に届出を行う手続きが定められているか。 <input type="checkbox"/> 「疑わしい取引」の判断に当たって、資金需要者等の属性が考慮されているか。 <input type="checkbox"/> 「疑わしい取引の届出」に関して、社内における定期的な点検や内部監査を通じて、その実施状況を把握・検証し、実施方法の見直しを行う等、その実効性を確保する措置が定められているか。 <input type="checkbox"/> 本人確認の調査と「疑わしい取引の届出」の判断を一体的、一元的に行うよう社内体制等が定められているか。 <p>反社会的勢力による被害の防止に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-5(1))</p> <p style="text-align: center;"><略></p>	<p>取引時確認に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-5(1)①)</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 取引時確認の責任部署が明確化されているか。 <input type="checkbox"/> 資金需要者等の属性を適切に把握するとともに、本人確認書類の提出等により、その信ぴょう性・妥当性を確認する手続きが定められているか。 <input type="checkbox"/> 資金需要者等に関して特に問題が認められた場合、適正に対応・管理を行う手続きが定められているか。 <input type="checkbox"/> 資金需要者等から取得した取引時確認情報については、取引の継続的なモニタリング等を通じて、その属性の把握に常時努め、最新のものとする手続きが定められているか。 <input type="checkbox"/> 厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引を行う場合には、顧客の本人特定事項を、通常と同様の方法に加え、追加で本人確認書類又は補完書類の提示を受け等、通常の取引よりも厳格な方法で確認するなど、適正に(再)取引時確認が行われているか。また、資産及び収入の状況の確認が義務づけられている場合について、適正に確認が行われているか。 <input type="checkbox"/> 資金需要者等の取引時確認に当たって、取引形態を考慮した措置が定められているか。 <input type="checkbox"/> 取引時確認の実施に関して、社内における定期的な点検や内部監査を通じて、その実施状況を把握・検証し、実施方法の見直しを行う等、その実効性を確保する措置が定められているか。 <p>疑わしい取引の届出に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-5(1)②)</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 疑わしい取引の届出の責任部署が明確化されているか。 <input type="checkbox"/> 疑わしい取引の届出に該当するか否かの判断を行うに当たって、貸金業者が取得した取引時確認情報、取引時の状況その他貸金業者が保有している当該取引に係る具体的な情報を総合的に勘案のうえ、届出の必要性の判断を行う手続きが定められているか。また、その取引に関して特に問題等が認められた場合、適正に対応・管理を行う手続きが定められているか。 <input type="checkbox"/> 疑わしい取引に該当すると判断された場合には、統括部署において、速やかに当局に届出を行う手続きが定められているか。 <input type="checkbox"/> 疑わしい取引の判断に当たって、資金需要者等の属性が考慮されているか。 <input type="checkbox"/> 疑わしい取引の届出に関して、社内における定期的な点検や内部監査を通じて、その実施状況を把握・検証し、実施方法の見直しを行う等、その実効性を確保する措置が定められているか。 <input type="checkbox"/> 取引時確認の調査と疑わしい取引の届出の判断を一体的、一元的に行うよう社内体制等が定められているか。 <p>反社会的勢力による被害の防止に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-6(1))</p> <p style="text-align: center;"><略></p>
P531	左列	<p>適否</p> <p style="text-align: center;">審査内容</p> <p>苦情等への対処に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-6-1(1))</p> <p style="text-align: center;"><略></p>	<p>適否</p> <p style="text-align: center;">審査内容</p> <p>苦情等への対処に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-7-1(1))</p> <p style="text-align: center;"><略></p>

		金融ADR制度への対応に関する社内規則(Ⅱ-2-6-2) <略>	金融ADR制度への対応に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-7-2) <略>																																
P531	右列	<table border="1"> <tr> <td>適否</td> <td>審査内容</td> </tr> <tr> <td></td> <td><略></td> </tr> <tr> <td colspan="2">不祥事件に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-7(1))</td> </tr> <tr> <td></td> <td><略></td> </tr> <tr> <td colspan="2">貸金業務取扱主任者に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-8(1))</td> </tr> <tr> <td></td> <td><略></td> </tr> </table>	適否	審査内容		<略>	不祥事件に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-7(1))			<略>	貸金業務取扱主任者に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-8(1))			<略>	<table border="1"> <tr> <td>適否</td> <td>審査内容</td> </tr> <tr> <td></td> <td><略></td> </tr> <tr> <td colspan="2">不祥事件に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-8(1))</td> </tr> <tr> <td></td> <td><略></td> </tr> <tr> <td colspan="2">貸金業務取扱主任者に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-9(1))</td> </tr> <tr> <td></td> <td><略></td> </tr> </table>	適否	審査内容		<略>	不祥事件に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-8(1))			<略>	貸金業務取扱主任者に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-9(1))			<略>								
適否	審査内容																																		
	<略>																																		
不祥事件に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-7(1))																																			
	<略>																																		
貸金業務取扱主任者に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-8(1))																																			
	<略>																																		
適否	審査内容																																		
	<略>																																		
不祥事件に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-8(1))																																			
	<略>																																		
貸金業務取扱主任者に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-9(1))																																			
	<略>																																		
P532	左列	<table border="1"> <tr> <td>適否</td> <td>審査内容</td> </tr> <tr> <td></td> <td><略></td> </tr> <tr> <td colspan="2">禁止行為等に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-9(1))</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td> <中略> 資金逼迫状況にある資金需要者等の弱みにつけ込み、資金需要者等に一方的に不利となる契約の締結を強要すること。 <新設> <新設> <新設> <新設> </td> </tr> <tr> <td colspan="2">契約に係る説明に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-10(1))</td> </tr> <tr> <td></td> <td><略></td> </tr> </table>	適否	審査内容		<略>	禁止行為等に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-9(1))		<input type="checkbox"/>	<中略> 資金逼迫状況にある資金需要者等の弱みにつけ込み、資金需要者等に一方的に不利となる契約の締結を強要すること。 <新設> <新設> <新設> <新設>	契約に係る説明に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-10(1))			<略>	<table border="1"> <tr> <td>適否</td> <td>審査内容</td> </tr> <tr> <td></td> <td><略></td> </tr> <tr> <td colspan="2">禁止行為等に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-10(1))</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>資金逼迫状況にある資金需要者等の弱みにつけ込み、次に掲げる行為を行うこと。</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>①資金需要者等に一方的に不利となる契約の締結を強要すること。</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>②今後の貸付けに関して不利な取扱いをする旨を示唆すること等により、株式、出資又は社債の引受けを強要すること。</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>③貸付けの契約の締結と併せて自己又は関連会社等の商品又はサービスの購入を強制すること。</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>確定判決において消費者契約法(平成12年法律第61号)第8条から第10条までの規定に該当し無効であると評価され、当該判決確定の事実が消費者庁、独立行政法人国民生活センター又は同法に規定する適格消費者団体によって公表されている条項と、内容が同一である条項を含む貸付けに係る契約(消費者契約に限る。)を締結すること。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">契約に係る説明に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-11(1))</td> </tr> <tr> <td></td> <td><略></td> </tr> </table>	適否	審査内容		<略>	禁止行為等に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-10(1))		<input type="checkbox"/>	資金逼迫状況にある資金需要者等の弱みにつけ込み、次に掲げる行為を行うこと。	<input type="checkbox"/>	①資金需要者等に一方的に不利となる契約の締結を強要すること。	<input type="checkbox"/>	②今後の貸付けに関して不利な取扱いをする旨を示唆すること等により、株式、出資又は社債の引受けを強要すること。	<input type="checkbox"/>	③貸付けの契約の締結と併せて自己又は関連会社等の商品又はサービスの購入を強制すること。	<input type="checkbox"/>	確定判決において消費者契約法(平成12年法律第61号)第8条から第10条までの規定に該当し無効であると評価され、当該判決確定の事実が消費者庁、独立行政法人国民生活センター又は同法に規定する適格消費者団体によって公表されている条項と、内容が同一である条項を含む貸付けに係る契約(消費者契約に限る。)を締結すること。	契約に係る説明に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-11(1))			<略>
適否	審査内容																																		
	<略>																																		
禁止行為等に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-9(1))																																			
<input type="checkbox"/>	<中略> 資金逼迫状況にある資金需要者等の弱みにつけ込み、資金需要者等に一方的に不利となる契約の締結を強要すること。 <新設> <新設> <新設> <新設>																																		
契約に係る説明に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-10(1))																																			
	<略>																																		
適否	審査内容																																		
	<略>																																		
禁止行為等に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-10(1))																																			
<input type="checkbox"/>	資金逼迫状況にある資金需要者等の弱みにつけ込み、次に掲げる行為を行うこと。																																		
<input type="checkbox"/>	①資金需要者等に一方的に不利となる契約の締結を強要すること。																																		
<input type="checkbox"/>	②今後の貸付けに関して不利な取扱いをする旨を示唆すること等により、株式、出資又は社債の引受けを強要すること。																																		
<input type="checkbox"/>	③貸付けの契約の締結と併せて自己又は関連会社等の商品又はサービスの購入を強制すること。																																		
<input type="checkbox"/>	確定判決において消費者契約法(平成12年法律第61号)第8条から第10条までの規定に該当し無効であると評価され、当該判決確定の事実が消費者庁、独立行政法人国民生活センター又は同法に規定する適格消費者団体によって公表されている条項と、内容が同一である条項を含む貸付けに係る契約(消費者契約に限る。)を締結すること。																																		
契約に係る説明に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-11(1))																																			
	<略>																																		
P532	右列	<table border="1"> <tr> <td>適否</td> <td>審査内容</td> </tr> <tr> <td></td> <td><略></td> </tr> <tr> <td colspan="2">利息、保証料等に係る制限等に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-11)</td> </tr> <tr> <td></td> <td><略></td> </tr> <tr> <td colspan="2">過剰貸付けの禁止に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-12)</td> </tr> <tr> <td></td> <td><略></td> </tr> </table>	適否	審査内容		<略>	利息、保証料等に係る制限等に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-11)			<略>	過剰貸付けの禁止に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-12)			<略>	<table border="1"> <tr> <td>適否</td> <td>審査内容</td> </tr> <tr> <td></td> <td><略></td> </tr> <tr> <td colspan="2">利息、保証料等に係る制限等に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-12)</td> </tr> <tr> <td></td> <td><略></td> </tr> <tr> <td colspan="2">過剰貸付けの禁止に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-13)</td> </tr> <tr> <td></td> <td><略></td> </tr> </table>	適否	審査内容		<略>	利息、保証料等に係る制限等に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-12)			<略>	過剰貸付けの禁止に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-13)			<略>								
適否	審査内容																																		
	<略>																																		
利息、保証料等に係る制限等に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-11)																																			
	<略>																																		
過剰貸付けの禁止に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-12)																																			
	<略>																																		
適否	審査内容																																		
	<略>																																		
利息、保証料等に係る制限等に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-12)																																			
	<略>																																		
過剰貸付けの禁止に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-13)																																			
	<略>																																		

		返済能力調査に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-12-1(1)) <略>	返済能力調査に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-13-1(1)) <略>																												
P533	左列	<table border="1"> <thead> <tr> <th>適否</th> <th>審査内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td><略></td> </tr> <tr> <td></td> <td>貸付審査に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-12-2(1)) <略></td> </tr> <tr> <td></td> <td>個人信用情報の提供に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-13(1)) <略></td> </tr> <tr> <td></td> <td>広告に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-14(1)) <略></td> </tr> </tbody> </table>	適否	審査内容		<略>		貸付審査に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-12-2(1)) <略>		個人信用情報の提供に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-13(1)) <略>		広告に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-14(1)) <略>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>適否</th> <th>審査内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td><略></td> </tr> <tr> <td></td> <td>貸付審査に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-13-2(1)) <略></td> </tr> <tr> <td></td> <td>個人信用情報の提供に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-14(1)) <略></td> </tr> <tr> <td></td> <td>広告に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-15(1)) <略></td> </tr> </tbody> </table>	適否	審査内容		<略>		貸付審査に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-13-2(1)) <略>		個人信用情報の提供に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-14(1)) <略>		広告に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-15(1)) <略>								
適否	審査内容																														
	<略>																														
	貸付審査に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-12-2(1)) <略>																														
	個人信用情報の提供に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-13(1)) <略>																														
	広告に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-14(1)) <略>																														
適否	審査内容																														
	<略>																														
	貸付審査に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-13-2(1)) <略>																														
	個人信用情報の提供に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-14(1)) <略>																														
	広告に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-15(1)) <略>																														
P533	右列	<table border="1"> <thead> <tr> <th>適否</th> <th>審査内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>書面の交付に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-15(1)) <略></td> </tr> <tr> <td></td> <td>帳簿の備付け等に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-16(1)) <略></td> </tr> <tr> <td></td> <td>帳簿の閲覧、謄写に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-17(1)) <略></td> </tr> <tr> <td></td> <td>取立行為に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-18(1)) <略></td> </tr> <tr> <td></td> <td>債権譲渡等に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-19(1)) <略></td> </tr> <tr> <td></td> <td>非営利特例対象法人に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-20(1)) <略></td> </tr> </tbody> </table>	適否	審査内容		書面の交付に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-15(1)) <略>		帳簿の備付け等に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-16(1)) <略>		帳簿の閲覧、謄写に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-17(1)) <略>		取立行為に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-18(1)) <略>		債権譲渡等に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-19(1)) <略>		非営利特例対象法人に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-20(1)) <略>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>適否</th> <th>審査内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>書面の交付に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-16(1)) <略></td> </tr> <tr> <td></td> <td>帳簿の備付け等に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-17(1)) <略></td> </tr> <tr> <td></td> <td>帳簿の閲覧、謄写に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-18(1)) <略></td> </tr> <tr> <td></td> <td>取立行為に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-19(1)) <略></td> </tr> <tr> <td></td> <td>債権譲渡等に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-20(1)) <略></td> </tr> <tr> <td></td> <td>非営利特例対象法人に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-21(1)) <略></td> </tr> </tbody> </table>	適否	審査内容		書面の交付に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-16(1)) <略>		帳簿の備付け等に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-17(1)) <略>		帳簿の閲覧、謄写に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-18(1)) <略>		取立行為に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-19(1)) <略>		債権譲渡等に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-20(1)) <略>		非営利特例対象法人に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-21(1)) <略>
適否	審査内容																														
	書面の交付に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-15(1)) <略>																														
	帳簿の備付け等に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-16(1)) <略>																														
	帳簿の閲覧、謄写に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-17(1)) <略>																														
	取立行為に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-18(1)) <略>																														
	債権譲渡等に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-19(1)) <略>																														
	非営利特例対象法人に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-20(1)) <略>																														
適否	審査内容																														
	書面の交付に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-16(1)) <略>																														
	帳簿の備付け等に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-17(1)) <略>																														
	帳簿の閲覧、謄写に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-18(1)) <略>																														
	取立行為に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-19(1)) <略>																														
	債権譲渡等に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-20(1)) <略>																														
	非営利特例対象法人に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-21(1)) <略>																														
P535	右上表	貸金業者向けの総合的な監督指針 様式編 <目次> <新設> <新設>	貸金業者向けの総合的な監督指針 様式編 <目次> 別紙様式1 障害発生等報告書 別紙様式2 貸金業者台帳																												

		別紙様式1 貸金業関係苦情受付対応状況票 別紙様式2 貸金業者関係苦情等対応総括表 別紙様式3 業務状況の照会について 別紙様式4 貸金業の無登録営業に対する警告について <略>	別紙様式3-1 貸金業関係苦情受付対応状況票 別紙様式3-2 貸金業者関係苦情等対応総括表 別紙様式4-1 業務状況の照会について 別紙様式4-2 貸金業の無登録営業に対する警告について <略>																																																								
P535	—	<新設>	<div style="text-align: right;">(日本工業規格A4)</div> <p>別紙様式1</p> <p>財務(支)局長 殿</p> <p>商号 又は名称 氏名 印 (法人にあつては代表者の氏名)</p> <table border="1" style="margin-left: auto;"> <tr><th colspan="2">担当者情報</th></tr> <tr><td>所属</td><td></td></tr> <tr><td>氏名</td><td></td></tr> <tr><td>電話番号</td><td></td></tr> <tr><td>E-mail</td><td></td></tr> </table> <p>今般、以下のような障害等が発生したので、年 月 日付〇〇第 号に基づき報告します。</p> <p style="text-align: center;">障害発生等報告書</p> <p>(第 報) (連絡日時: 年 月 日 時 分)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th colspan="2">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害の発生</td> <td>発生日時</td> <td>年 月 日 時 分頃</td> </tr> <tr> <td>日時・場所</td> <td>発生場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>障害の発生したサービス</td> <td>サービスの概要</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>サービスへの影響</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">障害原因</td> <td>障害分類</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原因内容等</td> <td><input type="checkbox"/> 未確認 <input type="checkbox"/> 確認済み 内容()</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">対象システム</td> <td>システム名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>システムの概要</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">被害状況等</td> <td>復旧見込</td> <td><input type="checkbox"/> 復旧済み(日 時頃) <input type="checkbox"/> 復旧見込み(日 時頃) <input type="checkbox"/> 不明</td> </tr> <tr> <td>被害状況</td> <td></td> </tr> <tr> <td>復旧までの影響</td> <td></td> </tr> <tr> <td>法令違反の有無</td> <td></td> </tr> <tr> <td>他の貸金業者等への影響</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">対処状況</td> <td>復旧までの対応</td> <td></td> </tr> <tr> <td>対外説明</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の連絡先等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事後改善策</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	担当者情報		所属		氏名		電話番号		E-mail		項目	内容		障害の発生	発生日時	年 月 日 時 分頃	日時・場所	発生場所		障害の発生したサービス	サービスの概要			サービスへの影響		障害原因	障害分類		原因内容等	<input type="checkbox"/> 未確認 <input type="checkbox"/> 確認済み 内容()	対象システム	システム名称		システムの概要		被害状況等	復旧見込	<input type="checkbox"/> 復旧済み(日 時頃) <input type="checkbox"/> 復旧見込み(日 時頃) <input type="checkbox"/> 不明	被害状況		復旧までの影響		法令違反の有無		他の貸金業者等への影響		対処状況	復旧までの対応		対外説明		その他の連絡先等		事後改善策		
担当者情報																																																											
所属																																																											
氏名																																																											
電話番号																																																											
E-mail																																																											
項目	内容																																																										
障害の発生	発生日時	年 月 日 時 分頃																																																									
日時・場所	発生場所																																																										
障害の発生したサービス	サービスの概要																																																										
	サービスへの影響																																																										
障害原因	障害分類																																																										
	原因内容等	<input type="checkbox"/> 未確認 <input type="checkbox"/> 確認済み 内容()																																																									
対象システム	システム名称																																																										
	システムの概要																																																										
被害状況等	復旧見込	<input type="checkbox"/> 復旧済み(日 時頃) <input type="checkbox"/> 復旧見込み(日 時頃) <input type="checkbox"/> 不明																																																									
	被害状況																																																										
	復旧までの影響																																																										
	法令違反の有無																																																										
	他の貸金業者等への影響																																																										
対処状況	復旧までの対応																																																										
	対外説明																																																										
	その他の連絡先等																																																										
事後改善策																																																											

			<p>(記載要領)</p> <ol style="list-style-type: none"> 第1報については、障害等の全容が判明する前の断片的なものであっても差し支えないものとする。 第2報以降については、第1報後の状況の変化の都度適時にその状況を記載する。 なお、「連絡日時」には、各報告を行った時点での日時を記載する。 サービスへの影響や原因等が多岐に亘る場合、または補足説明資料等がある場合については、本様式にその旨記載した上で、別紙に記載し添付することも可能とする(様式任意)。 「障害の発生日時・場所」欄における「発生場所」については、障害が発生しているシステムの設置場所(市町村名まで)及び店舗等の名称を記載する。 「障害原因」欄における「障害分類」については、報告時点において障害分類表で示した原因の中で分類可能なものを記載する。 なお、障害の原因が多岐に亘る場合は、該当し得るものを複数記載することを可とする。 また、「災害」を起因とするシステム障害については、通信障害による遠隔地での通信スループット低下等のように被災地以外で発生したものに限り、本様式に記載する(被災地で発生しているシステム障害は本様式に記載する必要はない。) 「対象システム」欄における「システム名称」については、障害が発生しているシステムの名称、または当該システムが担っている業務名(勘定系、対外接続系等)を記載する。 「被害状況等」欄における「被害状況」については、被害(資金需要者等への影響等)が確認されている場合には、必要に応じその状況を記載する。 また、「他の貸金業者等への影響」については、他の貸金業者等への影響が確認されている場合には、必要に応じその状況を記載する。 「対処状況」欄における「復旧までの対応」については、応急措置や抜本的対応(代替措置等の状況・方針)、抜本的対応の準備に要する時間等を記載する。 「対処状況」欄における「その他の連絡先等」については、警察、セキュリティ関係機関、他省庁等に対して、既に本障害等を報告している場合に、その内容を記載する。 																															
			<p>(障害分類表)</p> <p>本様式の「障害原因」欄における「障害分類」には、下記表のコード番号を記載する。 報告時点において障害原因が不明である場合は、障害分類は空白であっても差し支えない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>脅威の種類</th> <th>コード番号</th> <th>原因の分類</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">サイバー攻撃をはじめとする意図的要因</td> <td>1-1</td> <td>外部からの不正アクセス、Dos攻撃</td> <td>外部からのサイバー攻撃による障害</td> </tr> <tr> <td>1-2</td> <td>コンピュータウイルスへの感染</td> <td>コンピュータウイルスへの感染による障害</td> </tr> <tr> <td>1-3</td> <td>その他の意図的要因</td> <td>その他の意図的要因による障害</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">非意図的要因</td> <td>2-1</td> <td>ソフトウェア障害</td> <td>ソフトウェアの不具合</td> </tr> <tr> <td>2-2</td> <td>ハードウェア障害</td> <td>ハードウェア等物理的な不具合等による障害</td> </tr> <tr> <td>2-3</td> <td>管理面・人的要因</td> <td>設定ミス、操作ミス、外部委託管理上の問題等による障害</td> </tr> <tr> <td>2-4</td> <td>その他の非意図的要因</td> <td>その他の非意図的要因による障害</td> </tr> <tr> <td>災害や疾病</td> <td>3</td> <td>災害や疾病</td> <td>災害や疾病による障害</td> </tr> </tbody> </table>	脅威の種類	コード番号	原因の分類	説明	サイバー攻撃をはじめとする意図的要因	1-1	外部からの不正アクセス、Dos攻撃	外部からのサイバー攻撃による障害	1-2	コンピュータウイルスへの感染	コンピュータウイルスへの感染による障害	1-3	その他の意図的要因	その他の意図的要因による障害	非意図的要因	2-1	ソフトウェア障害	ソフトウェアの不具合	2-2	ハードウェア障害	ハードウェア等物理的な不具合等による障害	2-3	管理面・人的要因	設定ミス、操作ミス、外部委託管理上の問題等による障害	2-4	その他の非意図的要因	その他の非意図的要因による障害	災害や疾病	3	災害や疾病	災害や疾病による障害
脅威の種類	コード番号	原因の分類	説明																															
サイバー攻撃をはじめとする意図的要因	1-1	外部からの不正アクセス、Dos攻撃	外部からのサイバー攻撃による障害																															
	1-2	コンピュータウイルスへの感染	コンピュータウイルスへの感染による障害																															
	1-3	その他の意図的要因	その他の意図的要因による障害																															
非意図的要因	2-1	ソフトウェア障害	ソフトウェアの不具合																															
	2-2	ハードウェア障害	ハードウェア等物理的な不具合等による障害																															
	2-3	管理面・人的要因	設定ミス、操作ミス、外部委託管理上の問題等による障害																															
	2-4	その他の非意図的要因	その他の非意図的要因による障害																															
災害や疾病	3	災害や疾病	災害や疾病による障害																															

			他分野の障害からの波及	4-1	情報通信分野(電気通信)からの波及	利用する電気通信サービスからの波及による障害
			4-2	電力分野からの波及	利用する電力利用からの波及による障害	
			4-3	水道分野からの波及	利用する水道供給からの波及による障害	
			4-4	その他の波及	その他の波及による障害	
			その他	5	その他	上記の脅威の種類以外の理由による障害

P535	—	<新設>
------	---	------

別紙様式 2
貸金業者台帳

作成年月日	業務報告書	事業報告書	検査実施日
商号又は名称・氏名			
代表者氏名			
住 所			
登録番号			
当初登録年月日		登録有効期間満了日	
貸金業協会		信用情報機関	CIC JICC
加入団体			
主要株主 (年月末時点)	1		%
	2		%
	3		%
事業年度			
貸付金残高		百万円	百万円 百万円
	消費者向	百万円	百万円 百万円
	事業者向	百万円	百万円 百万円
貸付件数		件	件 件
	消費者向	件	件 件
	事業者向	件	件 件
純資産		百万円	百万円 百万円
役員員数	役員数	名	名 名
	職員数	名	名 名
営業所・ 事業所	有人営業所	店	店 店
	事務所店舗		
	無人店舗	店	店 店
	代理店	店	店 店
沿革			
行政処分等			
苦情の状況			
前回検査			
トピックス等			
備考			

P535	左上表	別紙様式 1 ＜略＞	別紙様式 3-1 ＜略＞									
P535	右下・左下表	別紙様式 2 ＜略＞ 1 苦情対応等関係 ＜略＞ 2 処分等関係 ＜略＞ ＜新設＞ (記載要領) 1. 2. ＜略＞ ＜新設＞	別紙様式 3-2 ＜略＞ 1 苦情対応等関係 ＜略＞ 2 処分等関係 ＜略＞ 3 インターネット上に表示する無登録業者の広告に係る対応関係(単位:件) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;"></td> <td style="width: 20%;">無登録の疑いのある者に 係るもの</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">うち閲覧不可</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">警察等への情報提供(当月分)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">X</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">警察等への情報提供(前月分)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">X</td> </tr> </table> (記載要領) 1. 2. ＜略＞ 3. 「3 インターネット上に表示する無登録業者の広告に係る対応関係」については、以下のとおりとする。 (1)「警察等への情報提供」には、インターネット上に表示する広告に係る情報提供を行った件数を記載すること。 (2)「うち閲覧不可」には、前月に情報提供した広告のうち、当月末時点で閲覧不可となっている件数を記載すること。		無登録の疑いのある者に 係るもの	うち閲覧不可	警察等への情報提供(当月分)		X	警察等への情報提供(前月分)		X
	無登録の疑いのある者に 係るもの	うち閲覧不可										
警察等への情報提供(当月分)		X										
警察等への情報提供(前月分)		X										
P536	右上表	別紙様式 3 ＜略＞ 注1 様式3及び同4において、財務(支)局長の公印省略可。 注2 ＜略＞	別紙様式 4-1 ＜略＞ 注1 別紙様式4-1及び同4-2において、財務(支)局長の公印省略可。 注2 ＜略＞									
P536	左上表	別紙様式 4 ＜略＞ 注1 様式3及び同4において、財務(支)局長の公印省略可。 注2 ＜略＞	別紙様式 4-2 ＜略＞ 注1 別紙様式4-1及び同4-2において、財務(支)局長の公印省略可。 注2 ＜略＞									
事務ガイドライン 第三分冊 金融会社関係 13 指定信用情報機関関係												
P594	1 段目 12 行目	(1)システムリスクに対する認識等 システムリスクについて経営者をはじめ、役職員がその重要性を十分認識し、定期的なレビューを行うとともに、リスク管理の基本方針が策定されているか。	(1)システムリスクに対する認識等 ① システムリスクについて代表取締役をはじめ、役職員がその重要性を十分認識し、定期的なレビューを行うとともに、リスク管理の基本方針が策定されているか。									

		<p><新設></p> <p><新設></p> <p><新設></p>	<p>② <u>代表取締役は、システム障害の未然防止と発生時の迅速な復旧対応について、経営上の重大な課題と認識し、態勢を整備しているか。</u></p> <p>③ <u>取締役会は、システムリスクの重要性を十分に認識した上で、システムに関する十分な知識・経験を有し業務を適切に遂行できる者を、システム統括管理する役員として定めているか。</u></p> <p>④ <u>代表取締役及び取締役(委員会設置会社にあつては執行役)は、システムを障害発生等の危機時において、果たすべき責任やとるべき対応について具体的に定めているか。</u></p> <p>また、自らが指揮を執る訓練を行い、その実効性を確保しているか。</p>
P594	1 段目 26 行目	<p>③ システムリスク管理態勢の整備に当たっては、その内容について客観的な水準が判定できるものを根拠としているか。</p> <p>④ システムリスク管理態勢については、システム障害等の把握・分析、リスク管理の実施結果や技術進展等に応じて、不断に見直しを実施しているか。</p> <p><新設></p> <p>(3)安全対策 <略></p>	<p>③ システムリスク管理態勢の整備に当たっては、その内容について客観的な水準が判定できるものを根拠としているか。</p> <p>また、システムリスク管理態勢については、システム障害等の把握・分析、リスク管理の実施結果や技術進展等に応じて、不断に見直しを実施しているか。</p> <p>(3)システムリスク評価</p> <p>① <u>システムリスク管理部門は、ネットワークの拡充によるシステム障害の影響の複雑化・広範化など、外部環境の変化によりリスクが多様化していることを踏まえ、定期的に又は適時にリスクを認識・評価しているか。</u></p> <p>また、洗い出したリスクに対し、十分な対応策を講じているか。</p> <p>② <u>システムリスク管理部門は、例えばバッチ照会における情報送信可能件数などのシステムの制限値を把握・管理し、制限値を超えた場合のシステム面・事務面の対応策を検討しているか。</u></p> <p>③ <u>ユーザー部門は、新サービスの導入時又はサービス内容の変更時に、システムリスク管理部門と連携するとともに、システムリスク管理部門は、システム開発の有無にかかわらず、関連するシステムの評価を実施しているか。</u></p> <p>(4)安全対策 <略></p>

	<p><新設></p> <p>(4)システム監査</p> <p>① 定期的にシステム監査を行っているか。</p> <p><新設></p> <p>② 監査対象は、システムリスクに関する業務全体をカバーしているか。</p> <p>③ システム監査の結果は、適切に<u>経営者</u>に報告されているか。</p> <p>(5)外部委託管理</p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p>① システムに係る外部委託業務について、リスク管理が適切に行われているか。</p>	<p>(5)システム企画・開発・運用管理</p> <p>① <u>経営戦略の一環としてシステム戦略方針を明確にした上で、中長期の開発計画を策定しているか。</u></p> <p><u>また、中長期の開発計画は、取締役会の承認を受けているか。</u></p> <p>② <u>現行システムに内在するリスクを継続的に洗い出し、その維持・改善のための投資を計画的に行っているか。</u></p> <p>③ <u>開発案件の企画・開発・移行の承認ルールが明確になっているか。</u></p> <p>④ <u>開発プロジェクトごとに責任者を定め、開発計画に基づき進捗管理されているか。</u></p> <p>⑤ <u>システム開発に当たっては、テスト計画を作成し、ユーザー部門も参加するなど、適切かつ十分にテストを行っているか。</u></p> <p>⑥ <u>人材育成については、現行システムの仕組み及び開発技術の継承並びに専門性を持った人材の育成のための具体的な計画を策定し、実施しているか。</u></p> <p>(6)システム監査</p> <p>① <u>システム部門から独立した内部監査部門が、定期的にシステム監査を行っているか。</u></p> <p>② <u>システム関係に精通した要員による内部監査や、システム監査人等による外部監査の活用を行っているか。</u></p> <p>③ 監査対象は、システムリスクに関する業務全体をカバーしているか。</p> <p>④ システム監査の結果は、適切に<u>取締役会</u>に報告されているか。</p> <p>(7)外部委託管理</p> <p>① <u>外部委託先(システム子会社を含む。)の選定に当たり、選定基準に基づき評価、検討のうえ、選定しているか。</u></p> <p>② <u>外部委託契約において、外部委託先との役割分担・責任、監査権限、再委託手続き、提供されるサービス水準等を定めているか。</u></p> <p>③ システムに係る外部委託業務について、リスク管理が適切に行われているか。</p>
--	---	---

	<p>特に外部委託先が複数の場合、管理業務が複雑化することから、より高度なリスク管理が求められることを十分認識した体制となっているか。</p> <p>② システム関連事務を外部委託する場合についても、システムに係る外部委託に準じて、適切なリスク管理を行っているか。</p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p>(6)データ管理態勢</p> <p><略></p> <p>(7)コンティンジェンシープラン</p> <p>① <略></p> <p>② コンティンジェンシープランの策定に当たっては、その内容について客観的な水準が判断できるものを根拠としているか。</p> <p><新設></p> <p><新設></p>	<p>特に外部委託先が複数の場合、管理業務が複雑化することから、より高度なリスク管理が求められることを十分認識した体制となっているか。</p> <p>システム関連事務を外部委託する場合についても、システムに係る外部委託に準じて、適切なリスク管理を行っているか。</p> <p>④ 外部委託した業務について、委託元として委託業務が適切に行われていることを定期的にモニタリングしているか。</p> <p>また、外部委託先任せにならないように、例えば委託元として要員を配置するなどの必要な措置を講じているか。</p> <p>さらに、外部委託先における顧客データの運用状況を、委託元が監視、追跡できる態勢となっているか。</p> <p>⑤ 重要な外部委託先に対して、内部監査部門又はシステム監査人等による監査を実施しているか。</p> <p>(8)データ管理態勢</p> <p><略></p> <p>(9)コンティンジェンシープラン</p> <p>① <略></p> <p>② コンティンジェンシープランの策定に当たっては、その内容について客観的な水準が判断できるもの(例えば「金融機関等におけるコンティンジェンシープラン(緊急時対応計画)策定のための手引書」(公益財団法人金融情報システムセンター編))を根拠としているか。</p> <p>③ コンティンジェンシープランの策定に当たっては、災害による緊急事態を想定するだけでなく、指定信用情報機関の内部又は外部に起因するシステム障害等も想定しているか。</p> <p>また、バッチ処理が大幅に遅延した場合など、十分なリスクシナリオを想定しているか。</p> <p>④ コンティンジェンシープランは、他のシステム障害事例や中央防災会議等の検討結果を踏まえるなど、想定シナリオの見直しを適宜行っているか。</p>
--	---	---

	<p><新設></p> <p><新設></p> <p>(8)システム統合リスク</p> <p><略></p> <p>(9)障害発生時の対応</p> <p>① 加入貸金業者及び他の指定信用情報機関に対し、無用の混乱を生じさせないよう適切な措置を講じることとしているか。</p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p>② 障害が発生した場合、障害の内容・発生原因及び復旧見込等について公表するとともに、利用者からの問い合わせに的確に対応するため、必要に</p>	<p>⑤ <u>コンティンジェンシープランに基づく訓練は、全社レベルで行い、外部委託先等と合同で、定期的実施しているか。</u></p> <p>⑥ <u>業務への影響が大きい重要なシステムについては、オフサイトバックアップシステム等を事前に準備し、災害、システム障害が発生した場合等に、速やかに業務を継続できる態勢を整備しているか。</u></p> <p>(10)システム統合リスク</p> <p><略></p> <p>(11)障害発生時の対応</p> <p>① <u>システム障害が発生した場合に、加入貸金業者及び他の指定信用情報機関等に対し、無用の混乱を生じさせないよう適切な措置を講じることとしているか。</u></p> <p><u>また、システム障害の発生に備え、最悪のシナリオを想定した上で、必要な対応を行う態勢となっているか。</u></p> <p>② <u>システム障害の発生に備え、外部委託先を含めた報告態勢、指揮・命令系統が明確になっているか。</u></p> <p>③ <u>経営に重大な影響を及ぼすシステム障害が発生した場合に、速やかに代表取締役をはじめとする取締役に報告するとともに、報告に当たっては、最悪のシナリオの下で生じる最大リスク等を報告する態勢(例えば、加入貸金業者等に重大な影響を及ぼす可能性がある場合、報告者の判断で過小報告することなく、最大の可能性を速やかに報告すること)となっているか。</u></p> <p><u>また、必要に応じて、対策本部を立ち上げ、代表取締役等自らが適切な指示・命令を行い、速やかに問題の解決を図る態勢となっているか。</u></p> <p>④ <u>システム障害の発生に備え、ノウハウ・経験を有する人材をシステム部門内、部門外及び外部委託先等から速やかに招集するために事前登録するなど、応援体制が明確になっているか。</u></p> <p>⑤ <u>システム障害が発生した場合、障害の内容・発生原因及び復旧見込等について公表するとともに、利用者からの問い合わせに的確に対応するた</u></p>
--	--	---

		<p>応じ、コールセンターの開設等を迅速に行うための態勢整備が講じられているか。</p> <p>また、障害の発生原因の究明、復旧までの影響調査、改善措置及び再発防止策等を的確に講じることとしているか。</p> <p><新設></p> <p><新設></p>	<p>め、必要に応じ、コールセンターの開設等を迅速に行うための態勢整備が講じられているか。</p> <p>また、システム障害の発生に備え、関係業務部門への情報提供方法、内容が明確になっているか。</p> <p>⑥ システム障害の発生原因の究明、復旧までの影響調査、改善措置及び再発防止策等を的確に講じることとしているか。</p> <p>また、システム障害の原因等の定期的な傾向分析を行い、それに応じた対応策をとっているか。</p> <p>⑦ システム障害の影響を極小化するために、例えば障害箇所を迂回するなどのシステムの仕組みを整備しているか。</p> <p>(参考) システムリスクについての参考資料として、例えば「金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準・解説書」(公益財団法人金融情報システムセンター編)などがある。</p>
P597	1 段目 10 行目	<p>(2) なお、監督上の見地から、指定信用情報機関は、法第 41 条の 27、41 条の 28、<u>施行規則第 30 条の 10 に規定する届出は、30 日以内に提出するものとする。</u></p> <p>(3) <略></p> <p><新設></p> <p>II-2 関係機関との連携</p> <p>金融会社室は、指定信用情報機関からの<u>届出</u>を受けた場合には、必要に応じて、関係機関へ連絡を行うこととする。</p>	<p>(2) なお、監督上の見地から、指定信用情報機関は、法第 41 条の 27及び第41 条の 28の規定に基づき届出を行う場合には、<u>届出義務が生じた日から30 日以内に提出するものとする。</u></p> <p>ただし、貸金業者による信用情報の目的外使用等の法令等違反行為を理由として指定信用情報機関が貸金業者との信用情報提供契約を終了したときの届出は、<u>契約終了後速やかに提出するものとする。</u></p> <p>(3) <略></p> <p>(4) 指定信用情報機関は、<u>法第41条の28の規定に基づき貸金業者との信用情報提供契約終了に関する届出を行った場合には、当該貸金業者との信用情報提供契約終了に関する情報を公表するものとする。</u></p> <p>II-2 関係機関との連携</p> <p>(1) 金融会社室は、指定信用情報機関から<u>法第 41 条の 27 及び第 41 条の 28 の規定に基づく届出</u>を受けた場合には、必要に応じて、関係機関へ連絡を行うこととする。</p>

		<p><新設></p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p><新設></p>	<p>(2) 指定信用情報機関は、法第41条の28第3号の規定に基づき施行規則第30条の10第2項第8号に該当する場合の届出を行ったときは、該当する貸金業者の登録行政庁に当該届出の内容を説明するものとする。</p> <p>(3) 上記(2)以外で、信用情報の不適切な取扱いが疑われるなど登録行政庁との間で情報を共有すべきと判断される事案がある場合、指定信用情報機関は、登録行政庁との間で情報の共有を図るものとする。</p> <p>(4) 上記(2)又は(3)の場合において、指定信用情報機関が登録行政庁から情報提供の依頼を受けた場合には、可能な限り、これに応じることとする。</p> <p>(5) 指定信用情報機関は、登録行政庁との間で情報共有を図った場合、その内容を金融会社室に適宜報告するものとする。</p>
P598	2 段目 24 行目	提示を受ける方法により本人確認を行った場合の	提示を受ける方法により本人特定事項の確認を行った場合の
事務ガイドライン 第三分冊 金融会社関係 15 登録講習機関関係			
P600	1 段目 1 行目	(本人確認に関する事項に限る。)	(取引時確認に関する事項に限る。)
貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則			
P611	1 段目 19 行目	(5) <u>本人確認</u> 、疑わしい取引の届出	(5) <u>取引時確認</u> 、疑わしい取引の届出
P612	1 段目 32 行目	(9) <u>資金逼迫状況にある資金需要者等の弱みにつけ込み、資金需要者等に一方的に不利となる契約の締結を強要すること。</u>	<p>(9) <u>資金逼迫状況にある資金需要者等の弱みにつけ込み、次に掲げる行為を行うこと。</u></p> <p>イ <u>資金需要者等に一方的に不利となる契約の締結を強要すること。</u></p> <p>ロ <u>今後の貸付けに関して不利な取扱いをする旨を示唆すること等により、株式、出資又は社債の引受けを強要すること。</u></p> <p>ハ <u>貸付けの契約の締結と併せて自己又は関連会社等の商品又はサービスの購入を強制すること。</u></p> <p>(10) <u>確定判決において消費者契約法(平成12年法律第61号)第8条から第10条までの規定に該当し無効であると評価され、当該判決確定の事実が消費者庁、独立行政法人国民生活センター又は同法に規定する適格消費者団体によって公表されている条項と、内容が同一である条項を含む貸付けに係る契約(消費者契約に限る。)を締結すること。</u></p>
		<新設>	

P616	1 段目 13 行目	(目的外利用の禁止)	(目的外使用等の禁止)
P616	1 段目 29 行目	(1) 勧誘又は勧誘リストの作成を目的として <u>個人情報</u> を利用すること。 また、勧誘リスト等に <u>個人情報</u> について記載等をする事。 (2) 事件又は事故等のマスコミ報道等に関連して興味本位で <u>個人情報</u> を取り扱うこと(加入指定信用情報機関に照会することを含む。) (3) 従業員等の採用選考のために <u>個人情報</u> を取り扱うこと(加入指定信用情報機関に照会することを含む。)	(1) 勧誘又は勧誘リストの作成を目的として <u>信用情報</u> を使用すること。 また、勧誘リスト等に <u>信用情報</u> について記載等をする事。 (2) 事件又は事故等のマスコミ報道等に関連して興味本位で <u>信用情報</u> を取り扱うこと(加入指定信用情報機関に照会することを含む。) (3) 従業員等の採用選考のために <u>信用情報</u> を取り扱うこと(加入指定信用情報機関に照会することを含む。)
P620	3 段目 12 行目	(本人確認の方法)	(本人又は正当な委任を受けた代理人等であるかの確認の方法)
P620	3 段目 24 行目	施行規則第4条に規定する	施行規則第6条に規定する
P621	3 段目最終行	<新設>	<u>附 則(平 25.4.1)</u> <u>この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。</u> <u>(注)改正条項は、次のとおりである。</u> <u>第 11 条、第 74 条を改正。</u> <u>附 則(平 25.10.1)</u> <u>この改正は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。</u> <u>(注)改正条項は、次のとおりである。</u> <u>第 15 条、第 39 条の 3 を改正。</u>
業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則			
P623	1 段目 10 行目	(本人確認、疑わしい取引の届出) 第 6 条 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成 19 年法律第 22 号)に基づく <u>本人確認</u> 及び疑わしい取引の届出を、	(取引時確認、疑わしい取引の届出) 第 6 条 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成 19 年法律第 22 号)に基づく <u>取引時確認</u> 及び疑わしい取引の届出を、
P623	1 段目 18 行目	(1) <u>本人確認</u> 手続き及び疑わしい取引の届出に係る規定 (2) <u>本人確認</u> 手続き及び疑わしい取引の届出に係る規定を適切に運用するための社内態勢 (3) <u>本人確認</u> 手続き及び疑わしい取引の届出に係る規定の役職員に対する周知徹底方法	(1) <u>取引時確認</u> 手続き及び疑わしい取引の届出に係る規定 (2) <u>取引時確認</u> 手続き及び疑わしい取引の届出に係る規定を適切に運用するための社内態勢 (3) <u>取引時確認</u> 手続き及び疑わしい取引の届出に係る規定の役職員に対する周知徹底方法

		(4) <u>本人確認手続き及び疑わしい取引の届出が適切かどうかの検証方法</u>	(4) <u>取引時確認手続き及び疑わしい取引の届出が適切かどうかの検証方法</u>
P624	3 段目 1 行目	開示請求者に対する本人確認及び開示手続の適正な運用を	開示請求者に対する本人又は正当な委任を受けた代理人等であるかの確認及び開示手続の適正な運用を
P625	2 段目最終行	<新設>	<p><u>附 則(平 25.4.1)</u></p> <p><u>この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。</u></p> <p><u>(注)改正条項は、次のとおりである。</u></p> <p><u>第 6 条、第 16 条を改正。</u></p>

紛争解決等業務に関する規則

P645	—	<略>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>支部名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>北海道支部</td><td>北海道札幌市</td></tr> <tr><td>2</td><td>宮城県支部</td><td>宮城県仙台市</td></tr> <tr><td>3</td><td>岩手支部</td><td>岩手県盛岡市</td></tr> <tr><td>4</td><td>福島県支部</td><td>福島県福島市</td></tr> <tr><td>5</td><td>秋田県支部</td><td>秋田県秋田市</td></tr> <tr><td>6</td><td>青森県支部</td><td>青森県青森市</td></tr> <tr><td>7</td><td>山形県支部</td><td>山形県山形市</td></tr> <tr><td>8</td><td>東京都支部</td><td>東京都港区</td></tr> <tr><td>9</td><td>神奈川県支部</td><td>神奈川県横浜市</td></tr> <tr><td>10</td><td>埼玉県支部</td><td>埼玉県さいたま市</td></tr> <tr><td>11</td><td>千葉県支部</td><td>千葉県千葉市</td></tr> <tr><td>12</td><td>山梨県支部</td><td>山梨県甲府市</td></tr> <tr><td>13</td><td>栃木県支部</td><td>栃木県宇都宮市</td></tr> <tr><td>14</td><td>茨城県支部</td><td>茨城県水戸市</td></tr> <tr><td>15</td><td>群馬県支部</td><td>群馬県前橋市</td></tr> <tr><td>16</td><td>新潟県支部</td><td>新潟県新潟市</td></tr> <tr><td>17</td><td>長野県支部</td><td>長野県長野市</td></tr> <tr><td>18</td><td>愛知県支部</td><td>愛知県名古屋市</td></tr> <tr><td>19</td><td>静岡県支部</td><td>静岡県静岡市</td></tr> <tr><td>20</td><td>三重県支部</td><td>三重県津市</td></tr> <tr><td>21</td><td>岐阜県支部</td><td>岐阜県岐阜市</td></tr> <tr><td>22</td><td>石川県支部</td><td>石川県金沢市</td></tr> <tr><td>23</td><td>福井県支部</td><td>福井県福井市</td></tr> <tr><td>24</td><td>富山県支部</td><td>富山県富山市</td></tr> <tr><td>25</td><td>大阪府支部</td><td>大阪府大阪市</td></tr> <tr><td>26</td><td>京都府支部</td><td>京都府京都市</td></tr> <tr><td>27</td><td>兵庫県支部</td><td>兵庫県神戸市</td></tr> <tr><td>28</td><td>奈良県支部</td><td>奈良県奈良市</td></tr> </tbody> </table>		支部名称	所在地	1	北海道支部	北海道札幌市	2	宮城県支部	宮城県仙台市	3	岩手支部	岩手県盛岡市	4	福島県支部	福島県福島市	5	秋田県支部	秋田県秋田市	6	青森県支部	青森県青森市	7	山形県支部	山形県山形市	8	東京都支部	東京都港区	9	神奈川県支部	神奈川県横浜市	10	埼玉県支部	埼玉県さいたま市	11	千葉県支部	千葉県千葉市	12	山梨県支部	山梨県甲府市	13	栃木県支部	栃木県宇都宮市	14	茨城県支部	茨城県水戸市	15	群馬県支部	群馬県前橋市	16	新潟県支部	新潟県新潟市	17	長野県支部	長野県長野市	18	愛知県支部	愛知県名古屋市	19	静岡県支部	静岡県静岡市	20	三重県支部	三重県津市	21	岐阜県支部	岐阜県岐阜市	22	石川県支部	石川県金沢市	23	福井県支部	福井県福井市	24	富山県支部	富山県富山市	25	大阪府支部	大阪府大阪市	26	京都府支部	京都府京都市	27	兵庫県支部	兵庫県神戸市	28	奈良県支部	奈良県奈良市
	支部名称	所在地																																																																																								
1	北海道支部	北海道札幌市																																																																																								
2	宮城県支部	宮城県仙台市																																																																																								
3	岩手支部	岩手県盛岡市																																																																																								
4	福島県支部	福島県福島市																																																																																								
5	秋田県支部	秋田県秋田市																																																																																								
6	青森県支部	青森県青森市																																																																																								
7	山形県支部	山形県山形市																																																																																								
8	東京都支部	東京都港区																																																																																								
9	神奈川県支部	神奈川県横浜市																																																																																								
10	埼玉県支部	埼玉県さいたま市																																																																																								
11	千葉県支部	千葉県千葉市																																																																																								
12	山梨県支部	山梨県甲府市																																																																																								
13	栃木県支部	栃木県宇都宮市																																																																																								
14	茨城県支部	茨城県水戸市																																																																																								
15	群馬県支部	群馬県前橋市																																																																																								
16	新潟県支部	新潟県新潟市																																																																																								
17	長野県支部	長野県長野市																																																																																								
18	愛知県支部	愛知県名古屋市																																																																																								
19	静岡県支部	静岡県静岡市																																																																																								
20	三重県支部	三重県津市																																																																																								
21	岐阜県支部	岐阜県岐阜市																																																																																								
22	石川県支部	石川県金沢市																																																																																								
23	福井県支部	福井県福井市																																																																																								
24	富山県支部	富山県富山市																																																																																								
25	大阪府支部	大阪府大阪市																																																																																								
26	京都府支部	京都府京都市																																																																																								
27	兵庫県支部	兵庫県神戸市																																																																																								
28	奈良県支部	奈良県奈良市																																																																																								

			29	和歌山県支部	和歌山県和歌山市
			30	滋賀県支部	滋賀県大津市
			31	広島県支部	広島県広島市
			32	山口県支部	山口県山口市
			33	岡山県支部	岡山県岡山市
			34	鳥取県支部	鳥取県鳥取市
			35	島根県支部	島根県松江市
			36	香川県支部	香川県高松市
			37	愛媛県支部	愛媛県松山市
			38	徳島県支部	徳島県徳島市
			39	高知県支部	高知県高知市
			40	熊本県支部	熊本県熊本市
			41	大分県支部	大分県大分市
			42	鹿児島県支部	鹿児島県鹿児島市
			43	宮崎県支部	宮崎県宮崎市
			44	福岡県支部	福岡県福岡市
			45	佐賀県支部	佐賀県佐賀市
			46	長崎県支部	長崎県長崎市
			47	沖縄県支部	沖縄県那覇市

紛争解決等業務に関する規則					
P656	左上表	会員部確認日:		業務企画部確認日:	

以上